

# 航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律案要綱

## 第一 航空法の一部改正

### 一 型式証明を受けた者等に関する規定の整備

#### 1 型式証明を受けた者等による航空機の使用者に対する情報の提供

型式証明又は第十三条の二第一項の承認を受けた者は、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機であつて耐空証明のあるものの使用者が第十六条の規定による整備及び改造をするに当たつて必要となる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを当該航空機の利用者に提供するよう努めなければならないものとする。

(第十三条の三関係)

#### 2 本邦内に住所を有する型式証明を受けた者等による情報の収集及び報告

型式証明又は第十三条の二第一項の承認を受けた者であつて本邦内に住所（法人にあつては、その主たる事務所）を有するものは、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機について、航空事故等その他の航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあるものとして国土交通省令で定める事態に関する情報を収集し、国土交通

大臣にこれを報告しなければならないものとする。

(第十三条の四関係)

## 二 耐空証明の有効期間に関する規定の整備

### 1 耐空証明の有効期間に関する規制の合理化

2の認定を受けた整備規程により整備をする航空機について、航空運送事業の用に供する航空機と同様に、耐空証明の有効期間を国土交通大臣が定める期間とすること。

(第十四条関係)

### 2 国土交通大臣による航空機の使用者が定める整備規程の認定

耐空証明のある航空機（航空運送事業の用に供する航空機を除く。）の使用者は、国土交通省令で定める航空機の整備に関する事項について整備規程を定め、国土交通大臣の認定を受けることができるものとする。

(第十四条の二関係)

## 三 航空機の使用者に関する規定の整備

### 1 航空機の使用者に対する航空機の整備及び改造の義務付け

耐空証明のある航空機の使用者は、航空機の整備をし、及び必要に応じ改造をすることにより、当該航空機を第十条第四項の基準に適合するように維持しなければならないものとする。

(第十六条第一項関係)

2 航空機の使用者に対する航空機に装備する装備品等の制限

耐空証明のある航空機の使用者は、次のいずれかに該当する装備品等以外の装備品等を当該航空機に装備してはならないものとする。

(1) 第二十条第一項第六号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品等

(2) 第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した航空機の装備品等

(3) 第二十条第一項第七号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る修理又は改造をし、かつ、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品等

(4) その他国土交通省令で定める装備品等  
(第十六条第二項関係)

3 航空機の使用者に対する発動機等の整備に関する規制の廃止

耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機に装備する発動機、プロペラその他国土交通省令で

定める安全性の確保のため重要な装備品を国土交通省令で定める時間を超えて使用する場合には、国土交通省令で定める方法によりこれを整備しなければならないこととする規制を廃止すること。

(第十八条関係)

#### 四 修理改造検査に関する規定の整備

##### 1 修理改造検査に関する規制の合理化

国土交通大臣の行う修理改造検査について、2の承認を受けた設計又は国土交通省令で定める輸入した航空機の修理若しくは改造のための設計の検査を不要とすること。(第十七条第一項関係)

##### 2 国土交通大臣による航空機の修理又は改造のための設計の一部の変更の承認

(1) 国土交通大臣は、申請により、耐空証明のある航空機の修理又は改造のための設計の一部の変更について、承認を行うものとする事。(第十八条第一項関係)

(2) (1)の設計の一部の変更であつて、第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る設計及び設計後の検査をし、かつ、第十条第四項の基準に適合することを確認したものは、(1)の承認を受けたものとみなすものとする事。(第十八条第二項関係)

### 3 予備品証明に関する制度の廃止

耐空証明のある航空機の使用者は、発動機、プロペラその他国土交通省令で定める航空機の安全性の確保のため重要な装備品について国土交通大臣の予備品証明を受けることができることとする制度を廃止すること。  
(第十七条関係)

### 五 認定事業場ごとに定める業務規程の変更手続の合理化

第二十条第一項の認定を受けた者は、業務規程について同条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないものとする。  
(第二十条第二項及び第四項関係)

### 六 航空機乗組員による航空情報の利用

航空機乗組員は、その航空業務を行うに当たっては、第九十九条第一項の規定により提供される情報を利用してこれを行うよう努めなければならないものとする。  
(第九十九条第二項関係)

### 七 本邦航空運送事業者が定める運航規程及び整備規程の変更手続の合理化

1 本邦航空運送事業者は、運航規程及び整備規程について航空機の運航の安全に影響を及ぼすおそれ

の少ないものとして国土交通省令で定める変更（２の軽微な変更を除く。）をするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬものとする。

２ 本邦航空運送事業者は、運航規程及び整備規程について国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬものとする。

（第百四条第一項、第三項及び第四項関係）

## 八 無人航空機に関する規定の整備

### １ 無人航空機の飛行の方法

無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならないものとする。

（１） アルコール又は薬物の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがある間において飛行させないこと。

（２） 国土交通省令で定めるところにより、当該無人航空機が飛行に支障がないことその他飛行に必要な準備が整っていることを確認した後において飛行させること。

(3) 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するため、無人航空機をその周囲の状況に応じ地上に降下させることその他の国土交通省令で定める方法により飛行させること。

(4) 飛行上の必要がないのに高調音を発し、又は急降下し、その他他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと。  
(第三百三十二条の二第一号から第四号まで関係)

## 2 報告徴収及び立入検査の対象の拡大

(1) 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、無人航空機の飛行を行う者又は無人航空機の設計等をする者に対し、無人航空機の飛行又は設計等に関し報告を求めることができるものとする。

(2) 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、無人航空機の飛行を行う者若しくは無人航空機の設計等をする者の事務所、工場その他の事業場又は無人航空機の所在する場所に立ち入って、無人航空機、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができるものとする。

(第三百三十四条第一項及び第二項関係)

## 九 無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の禁止

何人も、みだりに無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある花火の打上げその他の行為で地上又は水上の人又は物件の安全を損なうものとして国土交通省令で定めるものをしてはならないものとする  
こと。  
(第三百三十四条の三第三項関係)

## 十 罰則の強化

アルコール又は薬物の影響により航空機の正常な運航ができないおそれがある間に、航空業務に従事した者に対する罰則を強化するものとする  
こと。  
(第四百四十八条の三関係)

十一 その他所要の改正を行うものとする  
こと。

## 第二 運輸安全委員会設置法の一部改正

一 航空事故の兆候とは、航空事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいうものとする  
こと。  
(第二条第二項第二号関係)

二 国土交通大臣は、第一の一の二により航空事故等について報告があつたとき、直ちに運輸安全委員会にその旨を通報しなければならないものとする  
こと。  
(第二十条関係)

三 運輸安全委員会は、航空事故等に関する調査のうち、国際民間航空条約の締約国たる外国の当局であ

つて同条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して航空事故等に関する調査を行う権限を有するものからの要請に基づき、当該当局が行う航空事故等に関する調査の一部として行うもの（以下「特定調査」という。）を行う場合には、当該当局の求めに応じ、その経過について、当該当局に報告するものとするとし、この場合において、運輸安全委員会は、当該当局が当該航空事故等に関する調査を終えるときに当該特定調査を終えるものとし、当該特定調査を終えたときは、その結果を国土交通大臣に報告するとともに、公表するものとする事。

（第二十五条第三項関係）

四 運輸安全委員会は、事故等調査の経過について報告及び公表をする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は原因関係者に勧告することができるものとする事。

（第二十六条第一項及び第二十七条第一項関係）

五 その他所要の改正を行うものとする事。

### 第三 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める

日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条から第九条まで及び第十四条関係)

三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第十条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第十一条から第十三条まで及び第十五条から第十七条まで関係)

## 航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律

### (航空法の一部改正)

第一条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十九条の二」を「第九十九条」に改める。

第十三条の二第二項中「受けた設計」の下に「（次項の承認があつたときは、その変更後のもの。以下この条から第十三条の五までにおいて同じ。）」を加える。

第十三条の三第一項中「前条第一項若しくは第三項」を「第十三条の二第一項」に改め、同条を第十三条の五とする。

第十三条の二の次に次の二条を加える。

第十三条の三 型式証明又は前条第一項の承認を受けた者は、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機であつて耐空証明のあるものの使用者が第十六条の規定による整備及び改造をするに当たつて必要となる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを当該航空機の使用者に提供するよう努めなければならない。

第十三条の四 型式証明又は第十三条の二第一項の承認を受けた者であつて本邦内に住所（法人にあつては、その主たる事務所）を有するものは、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機について、国土交通省令で定めるところにより、航空事故等（運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二条第二項に規定する航空事故等をいう。）その他の航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあるものとして国土交通省令で定める事態に関する情報を収集し、国土交通大臣にこれを報告しなければならない。

第十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（耐空証明の有効期間）」を付し、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「航空機」の下に「又は次条第一項の認定を受けた整備規程（同条第三項の認定又は同条第五項の規定による届出があつたときは、その変更後のもの。同条第三項及び第七項において同じ。）により整備をする航空機」を加える。

第十四条の二第一項中「前条」を「第十四条」に改め、同条第二項中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に、「前条」を「第十四条」に改め、同条を第十四条の三とする。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 耐空証明のある航空機（航空運送事業の用に供する航空機を除く。）の使用者は、国土交通省令で定める航空機の整備に関する事項について整備規程を定め、国土交通大臣の認定を受けることができる。

2 国土交通大臣は、前項の申請があつたときは、その申請に係る整備規程が国土交通省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

3 第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた整備規程を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第二項の規定は、前項の認定について準用する。

5 第一項の認定を受けた者は、第三項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 第一項及び第三項の認定並びに前項の規定による届出に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

7 国土交通大臣は、第一項の認定を受けた者が第三項若しくは第五項の規定若しくは前項の国土交通省

令の規定に違反したとき、又は第一項の認定を受けた整備規程が第二項の技術上の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該航空機の使用者に対し、これを変更すべきことを命じ、又は当該認定を取り消すことができる。

第十八条を削る。

第十七条第三項中「前条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条の見出しを削り、同条第一項中「次条」を「第十八条」に改め、「計画」の下に「（次条第一項の承認を受けた設計（同条第三項の承認があつたときは、その変更後のもの。同条において同じ。）又は国土交通省令で定める輸入した航空機の修理若しくは改造のための設計に係るものを除く。）」を加え、同条を第十七条とし、同条の前に見出しとして「（修理改造検査）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 国土交通大臣は、申請により、耐空証明のある航空機の修理又は改造のための設計の一部の変更について、承認を行う。

2 前項の設計の一部の変更であつて、第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が当

該認定に係る設計及び設計後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項の基準に適合することを確認したものは、前条第一項の規定の適用については、前項の承認を受けたものとみなす。

3 第一項の承認を受けた者は、当該承認を受けた設計の変更をしようとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならない。第十条第四項の基準の変更があつた場合において、当該承認を受けた設計が同項の基準に適合しなくなつたときも、同様とする。

4 第一項の承認を受けた者であつて第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたものが、当該承認を受けた設計の国土交通省令で定める変更について、当該認定に係る設計及び設計後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項の基準に適合することを確認したときは、前項の規定の適用については、同項の承認を受けたものとみなす。

5 第十三条第二項の規定は国土交通大臣がする第一項及び第三項の承認について、同条第五項の規定は第二項及び前項の規定による確認をした者について、第十三条の三及び第十三条の四の規定は第一項の承認を受けた者について、第十三条の五の規定は当該承認を受けた設計に係る航空機について、それぞれ

れ準用する。

第十五条の次に次の一条を加える。

(使用者の整備及び改造の義務)

第十六条 耐空証明のある航空機の使用者は、航空機の整備をし、及び必要に応じ改造をすることにより、当該航空機を第十条第四項の基準に適合するように維持しなければならない。

第十九条第一項及び第二項中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第十九条の二中「より次条第一項第四号の能力について同項」を「より同号の能力について次条第一項」に、「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第二十条第二項中「これを変更しようとするときも」を「その変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、」に改め、同条第五項中「において第二項」の下に「若しくは第四項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項の認可」を「、第二項の認可及び前項の規定による届出」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の認定を受けた者は、第二項の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、そ

の旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十一条中「第十六条第一項の検査及び」を「第十七条第一項の検査、第十七条の二第一項及び第三項の承認並びに」に改める。

第七十条の見出しを「（アルコール又は薬物）」に改め、同条中「酒精飲料又は麻酔剤その他の薬品」を「アルコール又は薬物」に改める。

第九十九条に次の一項を加える。

2 航空機乗組員は、その航空業務を行うに当たっては、前項の規定により提供される情報を利用してこれを行うよう努めなければならない。

第九十九条の二を削る。

第一百四条第一項中「これを変更しよう」を「その変更（次に掲げるものを除く。）をしよう」に、「同様である」を「同様とする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 航空機の運航の安全に影響を及ぼすおそれの少ないものとして国土交通省令で定める変更（次号に掲げるものを除く。）

二 国土交通省令で定める軽微な変更

第四百四条に次の二項を加える。

3 本邦航空運送事業者は、第一項第一号に掲げる変更をするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 本邦航空運送事業者は、第一項第二号に掲げる変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第三百三十二条の二ただし書中「次の各号」を「第五号から第十号まで」に改め、同条中第六号を第十号とし、第二号から第五号までを四号ずつ繰り下げ、第一号を第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一 アルコール又は薬物の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがある間において飛行させないこと。

二 国土交通省令で定めるところにより、当該無人航空機が飛行に支障がないことその他飛行に必要な準備が整っていることを確認した後において飛行させること。

三 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するため、無人航空機をその周囲の状況に応じ地上に降

下させることその他の国土交通省令で定める方法により飛行させること。

四 飛行上の必要がないのに高調音を発し、又は急降下し、その他他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと。

第三百三十二条の三中「前二条」を「第三百三十二条及び前条（第一号から第四号までに係る部分を除く。）」に改める。

第三百三十四条第一項中「、航空機使用事業」の下に「、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造」を加え、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 無人航空機の飛行を行う者又は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者

第三百三十四条第二項中「場所、航空機」の下に「若しくは無人航空機」を、「航空機、航空保安施設」の下に「、無人航空機」を加える。

第三百三十四条の二の次に次の一条を加える。

（飛行に影響を及ぼすおそれのある行為）

第三百三十四条の三 何人も、航空交通管制圏、航空交通情報圏、高度変更禁止空域又は航空交通管制区内

の特別管制空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるロケットの打上げその他の行為（物件の設置及び植栽を除く。）で国土交通省令で定めるものをしてはならない。ただし、国土交通大臣が、当該行為について、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないものであると認め、又は公益上必要やむを得ず、かつ、一時的なものであると認めて許可をした場合は、この限りでない。

2 前項の空域以外の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為（物件の設置及び植栽を除く。）で国土交通省令で定めるものをしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

3 何人も、みだりに無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある花火の打上げその他の行為で地上又は水上の人又は物件の安全を損なうものとして国土交通省令で定めるものをしてはならない。

第百三十五条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第十三条第一項、第十三条の二第一項若しくは第三項又は第十七条の二第一項若しくは第三項の承認を申請する者

第百三十五条第四号中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第五号中「第十七条第一

項」を「第十八条第一項」に改める。

第四百四十三条第二号中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に、「同条第一項又は第二項」を「同項又は同条第二項」に改める。

第四百四十三条の二中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第四百四十五条第一号中「第十四条の二第一項」を「第十四条の三第一項」に改める。

第四百四十五条の二第二号中「第二十条第五項」を「第二十条第六項」に改める。

第四百四十五条の三第一号中「第十三条の三第一項」を「第十三条の五第一項」に改める。

第四百四十八条の二の次に次の一条を加える。

(アルコール又は薬物の影響を受けて航空業務を行う罪)

第四百四十八条の三 第七十条の規定に違反して、その航空業務に従事した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四百四十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、第三号を削る。

第一百五十條第十号中「第九十九條の二第一項」を「第三百三十四條の三第一項」に改める。

第一百五十七條第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第四百條第三項の規定による届出をしないで、又は届出をした運航規程若しくは整備規程によらないで、航空機を運航し、又は整備したとき。

第一百五十七條の四の見出しを削り、同條第二号中「第三百三十二條の二第一号から第四号まで」を「第三百三十二條の二第二号、第三号又は第五号から第八号まで」に改め、同條第四号中「第三百三十二條の二第六号」を「第三百三十二條の二第十号」に改め、同号を同條第五号とし、同條第三号中「第三百三十二條の二第五号」を「第三百三十二條の二第九号」に改め、同号を同條第四号とし、同條第二号の次に次の一号を加える。

三 第三百三十二條の二第四号の規定に違反して、道路、公園、広場その他の公共の場所の上空において無人航空機を飛行させた者

第一百五十七條の四を第一百五十七條の五とし、同條の次に次の一条を加える。

第一百五十七條の六 第三百三十四條の三第三項の規定に違反して、無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれ

のある行為で同項の国土交通省令で定めるものをした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百五十七条の三の次に次の見出し及び一条を加える。

(無人航空機の飛行等に関する罪)

第百五十七条の四 第百三十二条の二第一号の規定に違反して、道路、公園、広場その他の公共の場所の上空において無人航空機を飛行させた者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百五十九条第二号中「及び第百五十七条」を「、第百五十七条から第百五十七条の三まで及び第百五十七條の五」に改める。

第百六十条第一号中「第十三条の二第五項」の下に「及び第十七条の二第五項」を加え、「第百九条第四項」を「第二十条第四項若しくは第百四条第四項の規定、第百九条第四項」に改め、同条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十三条の四又は第百十一条の四（第百二十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百六十一条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「第九十九条の二第二項」を「第百三

十四条の三第二項」に改める。

第二条 航空法の一部を次のように改正する。

第十条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第五項第五号中「装備品を」を「装備品等（航空機の装備品及び部品をいう。以下同じ。）を」に、「装備品に」を「装備品等に」に改める。

第十三条の三中「第十六条」を「第十六条第一項」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

2 耐空証明のある航空機の利用者は、次の各号のいずれかに該当する装備品等以外の装備品等を当該航空機に装備してはならない。

一 第二十条第一項第六号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品等

二 第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した当該認定に係る航空機の装備品等

三 第二十条第一項第七号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る修理又は改造をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した  
装備品等

四 その他国土交通省令で定める装備品等

第十七条第一項中「(第十八条の予備品証明を受けた予備品を用いてする国土交通省令で定める範囲の修理を除く。）」を削る。

第十八条を削り、第十七条の二を第十八条とする。

第二十条第一項第五号から第七号までの規定中「装備品」を「装備品等」に改める。

第二十一条中「、第十七条の二第一項」を「並びに第十八条第一項」に改め、「並びに予備品証明」を削る。

第三十四条第一項中「若しくは装備品」を「若しくは装備品等」に改め、同項第一号中「装備品」を「装備品等」に改める。

第三十五条第五号を削り、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の二中「第十七条の二第一項」

を「第十八条第一項」に改め、同号を同条第四号とする。

第六十条第一号中「第十七条の二第五項」を「第十八条第五項」に改める。

(運輸安全委員会設置法の一部改正)

第三条 運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「機長が航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあつたと認められた事態その他航空法第七十六条の二の」を「航空事故が発生するおそれがあると認められる」に改める。

第十八条第二項第一号中「使用者」の下に「、航空機設計者等(航空機又は航空機の装備品若しくは部品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者をいう。第四号において同じ。)」を加え、同項第四号中「使用者、」の下に「航空機設計者等、」を加える。

第二十条中「航空法」の下に「第十三条の四、」を加える。

第二十五条第一項中「、事故等調査」の下に「(第三項に規定する特定調査を除く。)」を加え、同条第三項中「見込まれる等」を「見込まれる状況にあることその他」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 委員会は、航空事故等に関する調査のうち、国際民間航空条約の締約国たる外国の当局であつて同条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して航空事故等に関する調査を行う権限を有するものからの要請に基づき、当該当局が行う航空事故等に関する調査の一部として行うもの（以下「特定調査」という。）を行う場合には、当該当局の求めに応じ、その経過について、当該当局に報告するものとする。この場合において、委員会は、当該当局が当該航空事故等に関する調査を終えるときに当該特定調査を終えるものとし、当該特定調査を終えたときは、その結果を国土交通大臣に報告するとともに、公表するものとする。

第二十六条第一項中「事故等調査を終えた」を「次の各号に掲げる」に、「その結果」を「当該各号に定める事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 事故等調査を終えた場合 当該事故等調査の結果

二 前条第四項の規定により事故等調査の経過について報告及び公表をする場合 当該事故等調査の経過

第二十六条に次の一項を加える。

3 第二十四条第一項及び第二項の規定は、第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勧告をする場合について準用する。

第二十七条第一項中「事故等調査を終えた」を「前条第一項各号に掲げる」に、「その結果」を「当該各号に定める事項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第二十四条第一項及び第二項の規定は、第一項（前条第一項第二号に係る部分に限る。）の規定による勧告をする場合について準用する。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中航空法第七十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第四百十八条の二の次に一条を加える改正規定及び同法第四百十九条の改正規定並びに附則第九条の規定 公布の日から起算して二十日を経

過した日

二 第一条中航空法の目次の改正規定、同法第二十条の改正規定、同法第九十九条に一項を加える改正規定、同法第九十九条の二を削る改正規定、同法第四百四条第一項の改正規定、同条に二項を加える改正規定、同法第三百三十二条の二の改正規定、同法第三百三十二条の三の改正規定、同法第三百三十四条の改正規定、同法第三百三十四条の二の次に一条を加える改正規定、同法第四百四十五条の二第二号の改正規定、同法第五百十条第十号の改正規定、同法第五百五十七条第一項第五号の次に一号を加える改正規定、同法第五百五十七条の四（見出しを含む。）の改正規定、同条を同法第五百五十七条の五とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第五百五十七条の三の次に見出し及び一条を加える改正規定、同法第五百九条第二号の改正規定、同法第六十条の改正規定（同条第一号中「第九十九条第四項」を「第二十条第四項若しくは第四百四条第四項の規定、第九十九条第四項」に改める部分に限る。）並びに同法第六十一条の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第四条、第八条、第十一条及び第十五条から第十七条までの規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条並びに附則第五条、第六条、第十三条及び第十四条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(変更の認可の申請に関する経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現にされている第一条の規定による改正前の航空法（次項及び次条において「第一条改正前航空法」という。）第二十条第二項の規定による変更の認可の申請は、当該変更が第一条の規定による改正後の航空法（次項及び次条において「第一条改正後航空法」という。）第二十条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更には同項の規定による認可の申請とみなし、当該変更が同項の国土交通省令で定める軽微な変更には、国土交通省令で定めるところにより、同条第四項の規定による変更の届出とみなす。

2 前条第二号に掲げる規定の施行の際現にされている第一条改正前航空法第百四条第一項の規定による変更の認可の申請は、当該変更が第一条改正後航空法第百四条第一項各号に掲げる変更の場合以外の場合には同項の規定による認可の申請とみなし、当該変更が同項第一号又は第二号に掲げる変更の場合には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ同条第三項又は第四項の規定による変更の届出とみなす。

(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為に関する経過措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に第一条改正前航空法第九十九条の二第一項ただし書の規定により受けた許可は、第一条改正後航空法第三百三十四条の三第一項ただし書の規定により受けた許可とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にされている第一条改正前航空法第九十九条の二第一項ただし書の規定による許可の申請は、第一条改正後航空法第三百三十四条の三第一項ただし書の規定による許可の申請とみなす。

(使用者の整備及び改造の義務に関する経過措置)

第四条 第二条の規定による改正前の航空法(以下「第二条改正前航空法」という。)  
第二十条第一項第二号、第六号又は第七号の能力について同項の認定を受けた者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(次項において「一部施行日」という。)  
前においても、装備品等(第二条の規定による改正後の航空法(以下「第二条改正後航空法」という。)  
第十条第五項第五号に規定する装備品等をいう。以下同じ。)  
)について、それぞれ第二条改正後航空法第十六条第二項第二号、第一号又は第三号の確認に相当する確認(次項においてそれぞれ「第二号相当確認」、「第一号相当確認」又は「第三号相当確認」という。)

を行うことができる。

2 一部施行日において現に第一号相当確認、第二号相当確認又は第三号相当確認（次項及び附則第十四条において「第一号相当確認等」という。）を受けている装備品等は、それぞれ第二条改正後航空法第十六条第二項第一号、第二号又は第三号の確認を受けた装備品等とみなす。

3 第一号相当確認等の方法その他第一号相当確認等に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。

第五条 耐空証明のある航空機の利用者は、第二条改正後航空法第十六条第二項の規定にかかわらず、次に掲げるものを当該航空機に装備することができる。

一 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に耐空証明を受けている航空機に装備されている装備品等（当該航空機に引き続き装備される場合に限る。）

二 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条改正前航空法第十八条第一項の規定による予備品証明（同条第三項の規定により受けたものとみなされた予備品証明を含む。）を受けている装備品（事業場の認定に関する経過措置）

第六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に第二条改正前航空法第二十条第一項第五号から第七号ま

での能力について同項の規定により受けた認定は、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ第二条改正後航空法第二十条第一項第五号から第七号までの能力について同項の規定により受けた認定とみなす。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現にされている第二条改正前航空法第二十条第一項第五号から第七号までの能力についての同項の規定による認定の申請は、それぞれ第二条改正後航空法第二十条第一項第五号から第七号までの能力についての同項の規定による認定の申請とみなす。

（運輸安全委員会設置法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第三条の規定による改正後の運輸安全委員会設置法の規定は、この法律の施行の日前に発生した第三条の規定による改正前の運輸安全委員会設置法第十五条第一項に規定する事故等で同日においてまだ当該事故等に関する報告書が国土交通大臣に提出されていないものについても適用する。

（罰則に関する経過措置）

第八条 附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の航空法及び運輸安全委員会設置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律の一部改正）

第十一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二項中「並びに第三百三十二条の二」を「、第三百三十二条の二並びに第三百三十四条の三（当該者につい

て同条の規定を適用するとしたならば当該者の行う同条に規定する行為に適用されることとなる場合に限り。」に改める。

(航空機製造事業法の一部改正)

第十二条 航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十三条 航空機製造事業法の一部を次のように改正する。

第十三条中「第十八条第一項の予備品証明を受けた装備品」を「第十六条第二項各号のいずれかに該当する装備品等」に改める。

(航空機製造事業法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 航空機製造事業法第二条の七第一項に規定する許可事業者又は同法第三条第三項に規定する届出事業者は、前条の規定による改正後の航空機製造事業法第十三条の規定にかかわらず、第二条改正前航空法第十八条第一項の予備品証明を受けた装備品又は第一号相当確認等を受けた装備品等を、航空機の製造

又は修理に用いることができる。

(自衛隊法の一部改正)

第十五条 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一百七条第一項中「第百三十二条の二」を「第百三十二条の二第五号から第十号まで」に改め、同条第四項中「第九十九条の二第一項」を「第百三十四条の三第一項」に改め、同条第五項中「因る」を「よる」に改める。

(成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法の一部改正)

第十六条 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「第五十六条」を「同法第五十五条の二第三項」に、「第九十九条の二第一項」を「同法第百三十四条の三第一項」に改め、同項第九号中「（火炎びん）」を「（火炎瓶）」に改め、同条第三項中「の各号」を削る。

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十七条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三百二十条のうち航空法第三百三十四条の二の次に一条を加える改正規定中「第三百三十四条の二」を「第三百三十四条の三」に改め、第三百三十四条の三を第三百三十四条の四とする。

## 理由

最近における航空機及び無人航空機をめぐる状況に鑑み、航空機及びその航行の安全並びに無人航空機の飛行の安全の一層の向上を図るため、航空機の耐空性の維持に関する制度の整備、無人航空機の飛行に係る規制の強化、運輸安全委員会の航空事故等に係る調査対象の範囲の拡大等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）（第一条関係）	1
○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）（第二条関係）	22
○運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）（抄）（第三条関係）	29
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）（抄）（附則第十条関係）	33
○航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）（抄）（附則第十二条関係）	34
○航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）（抄）（附則第十三条関係）	35
○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）（附則第十五条関係）	36
○成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）（抄）（附則第十六条関係）	38
○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）（抄）（附則第十七条関係）	41

改正案	現行
<p>目次 第一章～第五章（略） 第六章 航空機の運航（第五十六条―第九十九条） 第七章～第十一章（略） 附則</p> <p>第十三条の二（略）</p> <p>2 前項の承認を受けた設計（次項の承認があつたときは、その変更後のもの。以下この条から第十三条の五までにおいて同じ。）に係る航空機の型式の設計は、第十条第五項及び第六項の規定の適用については、型式証明を受けたものとみなす。</p> <p>3～5（略）</p> <p>第十三条の三 型式証明又は前条第一項の承認を受けた者は、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機であつて耐空証明のあるもの使用者が第十六条の規定による整備及び改造をするに当たつて必要となる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを当該航空機の使用者に提供するよう努めなければならない。</p> <p>第十三条の四 型式証明又は第十三条の二第一項の承認を受けた者であつて本邦内に住所（法人にあつては、その主たる事務所）を有するものは、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機について、国土交通省令で定めるところにより、航空事故等（運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二条</p>	<p>目次 第一章～第五章（略） 第六章 航空機の運航（第五十六条―第九十九条の二） 第七章～第十一章（略） 附則</p> <p>第十三条の二（略）</p> <p>2 前項の承認を受けた設計に係る航空機の型式の設計は、第十条第五項及び第六項の規定の適用については、型式証明を受けたものとみなす。</p> <p>3～5（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

第二項に規定する航空事故等をいう。)その他の航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあるものとして国土交通省令で定める事態に関する情報を収集し、国土交通大臣にこれを報告しなければならない。

第十三条の五 国土交通大臣は、型式証明を受けた型式の航空機又は第十三条第一項若しくは第十三条の二第一項の承認を受けた設計に係る航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該型式証明又は承認(次項において「型式証明等」という。)を受けた者に対し、同条第四項の基準に適合させるため、又は同項の基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な設計の変更を命ずることができる。

2 (略)

(耐空証明の有効期間)

第十四条 耐空証明の有効期間は、一年とする。ただし、航空運送事業の用に供する航空機又は次条第一項の認定を受けた整備規程(同条第三項の認定又は同条第五項の規定による届出があつたときは、その変更後のもの。同条第三項及び第七項において同じ。)により整備をする航空機については、国土交通大臣が定める期間とする。

第十四条の二 耐空証明のある航空機(航空運送事業の用に供する航空機を除く。)の使用者は、国土交通省令で定める航空機の整備に関する事項について整備規程を定め、国土交通大臣の認定を受けることができる。

2 国土交通大臣は、前項の申請があつたときは、その申請に係る整備規程が国土交通省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

3 第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた整備規程を変更しよ

第十三条の三 国土交通大臣は、型式証明を受けた型式の航空機又は第十三条第一項若しくは前条第一項若しくは第三項の承認を受けた設計に係る航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該型式証明又は承認(次項において「型式証明等」という。)を受けた者に対し、同条第四項の基準に適合させるため、又は同項の基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な設計の変更を命ずることができる。

2 (略)

(耐空証明の有効期間)

第十四条 耐空証明の有効期間は、一年とする。但し、航空運送事業の用に供する航空機については、国土交通大臣が定める期間とする。

(新設)

の認定を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第二項の規定は、前項の認定について準用する。

5 第一項の認定を受けた者は、第三項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 第一項及び第三項の認定並びに前項の規定による届出に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

7 国土交通大臣は、第一項の認定を受けた者が第三項若しくは第五項の規定若しくは前項の国土交通省令の規定に違反したとき、又は第一項の認定を受けた整備規程が第二項の技術上の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該航空機の使用者に対し、これを変更すべきことを命じ、又は当該認定を取り消すことができる。

(整備改造命令、耐空証明の効力の停止等)

第十四条の三 国土交通大臣は、耐空証明のある航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は第十四条の期間を経過する前に同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該航空機の使用者に対し、同項の基準に適合させるため、又は同項の基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な整備、改造その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、第十条第四項、第十七条第一項又は第三百三十四条第二項の検査の結果、当該航空機又は当該型式の航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は第十四条の期間を経過する前に同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき、その他航空機の安全性が確保されないと認めるときは、当該航空機又は当該型式の航空機の耐空証明の効力を停止し、若しくは有効期間を短縮し、又は第十条第三項(第十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により指定した事項を変更することができる。

(整備改造命令、耐空証明の効力の停止等)

第十四条の二 国土交通大臣は、耐空証明のある航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は前条の期間を経過する前に同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該航空機の使用者に対し、同項の基準に適合させるため、又は同項の基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な整備、改造その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、第十条第四項、第十六条第一項又は第三百三十四条第二項の検査の結果、当該航空機又は当該型式の航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は前条の期間を経過する前に同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき、その他航空機の安全性が確保されないと認めるときは、当該航空機又は当該型式の航空機の耐空証明の効力を停止し、若しくは有効期間を短縮し、又は第十条第三項(第十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により指定した事項を変更することができる。

(使用者の整備及び改造の義務)

第十六条 耐空証明のある航空機の使用者は、航空機の整備をし、及び必要に応じ改造をすることにより、当該航空機を第十条第四項の基準に適合するように維持しなければならない。

(修理改造検査)

第十七条 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について国土交通省令で定める範囲の修理又は改造（第十八条の予備品証明を受けた予備品を用いてする国土交通省令で定める範囲の修理を除く。）をする場合には、その計画（次条第一項の承認を受けた設計（同条第三項の承認があつたときは、その変更後のもの。同条において同じ。））又は国土交通省令で定める輸入した航空機の修理若しくは改造のための設計に係るものを除く。）及び実施について国土交通大臣の検査を受け、これに合格しなければ、これを航空の用に供してはならない。

2～4 (略)

第十七条の二 国土交通大臣は、申請により、耐空証明のある航空機の修理又は改造のための設計の一部の変更について、承認を行う。

2 前項の設計の一部の変更であつて、第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る設計及び設計後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項の基準に適合することを確認したものは、前条第一項の規定の適用については、前項の承認を受けたものとみなす。

3 第一項の承認を受けた者は、当該承認を受けた設計の変更をしようとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならない。第十条第四項の基準の変更があつた場合において、当該承認を受けた設計が同項の基準に適合しなくなつたときも、同様とする。

4 第一項の承認を受けた者であつて第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたものが、当該承認を受けた設計の国土交通省令で定める変更について、当該認定に係る設計及び設計後の検査をし

(新設)

第十六条 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について国土交通省令で定める範囲の修理又は改造（次条の予備品証明を受けた予備品を用いてする国土交通省令で定める範囲の修理を除く。）をする場合には、その計画及び実施について国土交通大臣の検査を受け、これに合格しなければ、これを航空の用に供してはならない。

(修理改造検査)

2～4 (略)

(新設)

、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項の基準に適合することを確認したときは、前項の規定の適用については、同項の承認を受けたものとみなす。

5 第十三条第二項の規定は国土交通大臣がする第一項及び第三項の承認について、同条第五項の規定は第二項及び前項の規定による確認をした者について、第十三条の三及び第十三条の四の規定は第一項の承認を受けた者について、第十三条の五の規定は当該承認を受けた設計に係る航空機について、それぞれ準用する。

(予備品証明)

第十八条 (略)

2 (略)

3 第一項の装備品であつて次の各号のいずれかに該当するものは、第十七条第一項の規定の適用については、第一項の予備品証明を受けたものとみなす。

一〜四 (略)

4 (略)

(削る)

(航空機の整備又は改造)

第十九条 航空運送事業の用に供する国土交通省令で定める航空機であつて、耐空証明のあるものの使用者は、当該航空機について整備(国土交通省令で定める軽微な保守を除く。次項及び次条において同じ。)  
(又は改造をする場合(第十七条第一項の修理又は改造をする場合を除く。))には、第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受

(予備品証明)

第十七条 (略)

2 (略)

3 第一項の装備品であつて次の各号のいずれかに該当するものは、前条第一項の規定の適用については、第一項の予備品証明を受けたものとみなす。

一〜四 (略)

4 (略)

(発動機等の整備)

第十八条 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機に装備する発動機、プロペラその他国土交通省令で定める安全性の確保のため重要な装備品を国土交通省令で定める時間をこえて使用する場合には、国土交通省令で定める方法によりこれを整備しなければならない。

(航空機の整備又は改造)

第十九条 航空運送事業の用に供する国土交通省令で定める航空機であつて、耐空証明のあるものの使用者は、当該航空機について整備(国土交通省令で定める軽微な保守を除く。次項及び次条において同じ。)  
(又は改造をする場合(第十六条第一項の修理又は改造をする場合を除く。))には、第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受

けた者が、当該認定に係る整備又は改造をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認するものでなければ、これを航空の用に供してはならない。

2 前項の航空機以外の航空機であつて、耐空証明のあるものの使用者は、当該航空機について整備又は改造をした場合（第十七条第一項の修理又は改造をした場合を除く。）には、当該航空機が第十条第四項第一号の基準に適合することについて確認をし又は確認を受けなければ、これを航空の用に供してはならない。

3 (略)

第十九条の二 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について次条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る整備又は改造をした場合（前条第一項の規定により同号の能力について次条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る整備又は改造をしなければならぬ場合を除く。）であつて、国土交通省令で定めるところにより、その認定を受けた者が当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認したときは、第十七条第一項又は前条第二項の規定にかかわらず、これを航空の用に供することができる。

(事業場の認定)

第二十条 (略)

2 前項の認定を受けた者は、その認定を受けた事業場（以下「認定事業場」という。）ごとに、国土交通省令で定める業務の実施に関する事項について業務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。その変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

3 (略)

4 第一項の認定を受けた者は、第二項の国土交通省令で定める軽微な

けた者が、当該認定に係る整備又は改造をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認するものでなければ、これを航空の用に供してはならない。

2 前項の航空機以外の航空機であつて、耐空証明のあるものの使用者は、当該航空機について整備又は改造をした場合（第十六条第一項の修理又は改造をした場合を除く。）には、当該航空機が第十条第四項第一号の基準に適合することについて確認をし又は確認を受けなければ、これを航空の用に供してはならない。

3 (略)

第十九条の二 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について次条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る整備又は改造をした場合（前条第一項の規定により次条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る整備又は改造をしなければならぬ場合を除く。）であつて、国土交通省令で定めるところにより、その認定を受けた者が当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認したときは、第十六条第一項又は前条第二項の規定にかかわらず、これを航空の用に供することができる。

(事業場の認定)

第二十条 (略)

2 前項の認定を受けた者は、その認定を受けた事業場（以下「認定事業場」という。）ごとに、国土交通省令で定める業務の実施に関する事項について業務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 (略)

(新設)

変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

5| 第一項の認定、第二項の認可及び前項の規定による届出に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

6| 国土交通大臣は、第一項の認定を受けた者が認定事業場において第二項若しくは第四項の規定若しくは前項の国土交通省令の規定に違反したとき、又は認定事業場における能力が第一項の技術上の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該認定事業場における第二項の業務規程の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該認定事業場における業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該認定を取り消すことができる。

(国土交通省令への委任)

第二十一条 耐空証明書及び型式証明書の様式、交付、再交付、返納及び提示に関する事項、耐空検査員に関する事項その他耐空証明、型式証明、第十七条第一項の検査、第十七条の二第一項及び第三項の承認並びに予備品証明の実施細目は、国土交通省令で定める。

(アルコール又は薬物)

第七十条 航空機乗組員は、アルコール又は薬物の影響により航空機の正常な運航ができないおそれがある間は、その航空業務を行つてはならない。

(情報の提供)

第九十九条 (略)

2| 航空機乗組員は、その航空業務を行うに当たつては、前項の規定により提供される情報を利用してこれを行うよう努めなければならない。

4| 第一項の認定及び第二項の認可に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

5| 国土交通大臣は、第一項の認定を受けた者が認定事業場において第二項の規定若しくは前項の国土交通省令の規定に違反したとき、又は認定事業場における能力が第一項の技術上の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該認定事業場における第二項の業務規程の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該認定事業場における業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該認定を取り消すことができる。

(国土交通省令への委任)

第二十一条 耐空証明書及び型式証明書の様式、交付、再交付、返納及び提示に関する事項、耐空検査員に関する事項その他耐空証明、型式証明、第十六条第一項の検査及び予備品証明の実施細目は、国土交通省令で定める。

(酒精飲料等)

第七十条 航空機乗組員は、酒精飲料又は麻酔剤その他の薬品の影響により航空機の正常な運航ができないおそれがある間は、その航空業務を行つてはならない。

(情報の提供)

第九十九条 (略)

(新設)

(削る)

(運航規程及び整備規程の認可)

第百四条 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める航空機の運航及び整備に関する事項について運航規程及び整備規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。その変更(次に掲げるものを除く。)をしようとするときも、同様とする。

- 一 航空機の運航の安全に影響を及ぼすおそれの少ないものとして国土交通省令で定める変更(次号に掲げるものを除く。)
- 二 国土交通省令で定める軽微な変更

2 (略)

3 本邦航空運送事業者は、第一項第一号に掲げる変更をするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 本邦航空運送事業者は、第一項第二号に掲げる変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(飛行の方法)

第百三十二条の二 無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によ

(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)

第九十九条の二 何人も、航空交通管制圏、航空交通情報圏、高度変更禁止空域又は航空交通管制区内の特別管制空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるロケットの打上げその他の行為(物件の設置及び植栽を除く。)で国土交通省令で定めるものをしてはならない。ただし、国土交通大臣が、当該行為について、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないものであると認め、又は公益上必要やむを得ず、かつ、一時的なものであると認めて許可をした場合は、この限りでない。

2 前項の空域以外の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為(物件の設置及び植栽を除く。)で国土交通省令で定めるものをしてしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

(運航規程及び整備規程の認可)

第百四条 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める航空機の運航及び整備に関する事項について運航規程及び整備規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

(新設)

(新設)

2 (略)

(新設)

(新設)

(飛行の方法)

第百三十二条の二 無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によ

りこれを飛行させなければならぬ。ただし、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けたときは、その承認を受けたところに従い、これを飛行させることができる。

一 アルコール又は薬物の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがある間において飛行させないこと。

二 国土交通省令で定めるところにより、当該無人航空機が飛行に支障がないことその他飛行に必要な準備が整っていることを確認した後において飛行させること。

三 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するため、無人航空機をその周囲の状況に応じ地上に降下させることその他の国土交通省令で定める方法により飛行させること。

四 飛行上の必要がないのに高調音を発し、又は急降下し、その他他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと。

五 日出から日没までの間において飛行させること。

六 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。

七 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保つて飛行させること。

八 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。

九 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。

十 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。

りこれを飛行させなければならぬ。ただし、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けたときは、その承認を受けたところに従い、これを飛行させることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

一 日出から日没までの間において飛行させること。

二 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。

三 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保つて飛行させること。

四 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。

五 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。

六 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。

(搜索、救助等のための特例)

第三百三十二条の三 第三百三十二条及び前条(第一号から第四号までに係る部分を除く。)の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し搜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。

(報告徴収及び立入検査)

第三百三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

- 一 航空機又は装備品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者
- 二 国土交通大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者
- 三 指定航空身体検査医
- 四 空港等又は航空保安施設の設置者
- 五 航空従事者
- 六 操縦技能審査員
- 七 航空運送事業又は航空機使用事業を営業者
- 八 前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
- 九 無人航空機の飛行を行う者又は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者
- 十 航空運送代理店業を営業者

2 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機若しくは無人航空機の所在する場所又は航

(搜索、救助等のための特例)

第三百三十二条の三 前二条の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し搜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。

(報告徴収及び立入検査)

第三百三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

- 一 航空機又は装備品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者
  - 二 国土交通大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者
  - 三 指定航空身体検査医
  - 四 空港等又は航空保安施設の設置者
  - 五 航空従事者
  - 六 操縦技能審査員
  - 七 航空運送事業又は航空機使用事業を営業者
  - 八 前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
- (新設)

九 航空運送代理店業を営業者

2 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機の所在する場所又は航空機に立ち入つて、

空機に立ち入つて、航空機、航空保安施設、無人航空機、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)

第三百三十四条の三 何人も、航空交通管制圏、航空交通情報圏、高度変更禁止空域又は航空交通管制区内の特別管制空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるロケットの打上げその他の行為(物件の設置及び植栽を除く。)で国土交通省令で定めるものをしてはならない。ただし、国土交通大臣が、当該行為について、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないものであると認め、又は公益上必要やむを得ず、かつ、一時的なものであると認めて許可をした場合は、この限りでない。

2 前項の空域以外の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為(物件の設置及び植栽を除く。)で国土交通省令で定めるものをしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

3 何人も、みだりに無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある花火の打上げその他の行為で地上又は水上の人又は物件の安全を損なうものとして国土交通省令で定めるものをしてはならない。

(手数料の納付)

第三百三十五条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。))を除く。は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納めなければならない。

一 航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者

二 第十条第一項の耐空証明を申請する者

航空機、航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

(新設)

(手数料の納付)

第三百三十五条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。))を除く。は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納めなければならない。

一 航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者

二 第十条第一項の耐空証明を申請する者

- 三 第十二条第一項の型式証明を申請する者
- 三の二 第十三条第一項、第十三条の二第二項若しくは第三項又は第十七条の二第二項若しくは第三項の承認を申請する者
- 四 第十七条第一項の修理改造検査を受けようとする者
- 五 第十八条第一項の予備品証明を申請する者
- 六 第二十条第一項の認定を申請する者
- 七 第二十二条の技能証明を申請する者
- 八 第二十九条の二第一項の技能証明についての限定の変更を申請する者
- 九 国土交通大臣が行う第三十一条第一項の航空身体検査証明を申請する者
- 九の二 第三十三条第一項の航空英語能力証明を申請する者
- 十 第三十四条第一項の計器飛行証明又は同条第二項の操縦教育証明を申請する者
- 十一 第三十五条第一項第一号の航空機の操縦の練習の許可を受けようとする者
- 十二 航空機登録証明書、耐空証明書、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者
- 十三 第三十八条第一項の空港等又は航空保安施設の設置の許可を申請する者
- 十四 空港等について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者
- 十五 航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者
- 十六 空港等について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者
- 十七 航空保安施設について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者
- 十八 空港等について第四十四条第四項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の検査を受けようとする者

- 三 第十二条第一項の型式証明を申請する者  
(新設)
- 四 第十六条第一項の修理改造検査を受けようとする者
- 五 第十七条第一項の予備品証明を申請する者
- 六 第二十条第一項の認定を申請する者
- 七 第二十二条の技能証明を申請する者
- 八 第二十九条の二第一項の技能証明についての限定の変更を申請する者
- 九 国土交通大臣が行う第三十一条第一項の航空身体検査証明を申請する者
- 九の二 第三十三条第一項の航空英語能力証明を申請する者
- 十 第三十四条第一項の計器飛行証明又は同条第二項の操縦教育証明を申請する者
- 十一 第三十五条第一項第一号の航空機の操縦の練習の許可を受けようとする者
- 十二 航空機登録証明書、耐空証明書、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者
- 十三 第三十八条第一項の空港等又は航空保安施設の設置の許可を申請する者
- 十四 空港等について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者
- 十五 航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者
- 十六 空港等について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者
- 十七 航空保安施設について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者
- 十八 空港等について第四十四条第四項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の検査を受けようとする者

十九 航空保安施設について第四十五条第二項において準用する第四十四条第四項の検査を受けようとする者

二十 空港等について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十一 航空保安施設について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十二 第七十八条第二項の運航管理者技能検定を受けようとする者

(耐空証明を受けない航空機の使用等の罪)

第四百四十三条 航空機の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条第一項又は第二項の規定に違反して、耐空証明を受けないで、又は耐空証明において指定された用途若しくは運用限界の範囲を超えて、当該航空機を航空の用に供したとき。

二 第十七条第一項の規定に違反して、同項又は同条第二項の規定による検査に合格しないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

三 第十九条第一項の規定に違反して、第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が第十九条第一項の整備又は改造をせず、又は同項の確認をしないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

四 第十九条第二項の規定に違反して、同項の確認をせず、かつ、これを受けないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

(耐空検査員の罪)

第四百四十三条の二 耐空検査員が、次の各号のいずれかに該当するときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条第四項の基準に適合しない滑空機について、耐空証明を行つたとき。

二 第十条第四項の基準に適合しない滑空機について、第十七条第二項の検査に合格させたとき。

十九 航空保安施設について第四十五条第二項において準用する第四十四条第四項の検査を受けようとする者

二十 空港等について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十一 航空保安施設について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十二 第七十八条第二項の運航管理者技能検定を受けようとする者

(耐空証明を受けない航空機の使用等の罪)

第四百四十三条 航空機の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条第一項又は第二項の規定に違反して、耐空証明を受けないで、又は耐空証明において指定された用途若しくは運用限界の範囲を超えて、当該航空機を航空の用に供したとき。

二 第十六条第一項の規定に違反して、同条第一項又は第二項の規定による検査に合格しないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

三 第十九条第一項の規定に違反して、第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が第十九条第一項の整備又は改造をせず、又は同項の確認をしないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

四 第十九条第二項の規定に違反して、同項の確認をせず、かつ、これを受けないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

(耐空検査員の罪)

第四百四十三条の二 耐空検査員が、次の各号の一に該当するときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条第四項の基準に適合しない滑空機について、耐空証明を行つたとき。

二 第十条第四項の基準に適合しない滑空機について、第十六条第二項の検査に合格させたとき。

(所定の航空従事者を乗り組ませない等の罪)

第四百四十五条 航空機の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条の三第一項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第五十八条第一項の規定に違反して、航空日誌を備えなかつたとき。
- 三 第五十八条第二項の規定により航空日誌に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- 四 第五十九条の規定に違反して、所定の書類を備え付けず、航空機を航空の用に供したとき。
- 五 第六十条の規定に違反して、航空機の航行の安全を確保するために必要な装置を装備しないで、航空機を航空の用に供したとき。
- 六 第六十一条第一項の規定に違反して、航空機の運航の状況を記録するための装置を装備しないで、又はこれを作動させず、航空機を航空の用に供したとき。
- 六の二 第六十一条第二項の規定に違反して、航空機の運航の状況を記録するための装置による記録を保存しなかつたとき。
- 七 第六十二条の規定に違反して、救急用具を装備しないで、航空機を航空の用に供したとき。
- 八 第六十三条の規定に違反して、所定の燃料を携行させず、航空機を出発させたとき。
- 九 第六十四条の規定に違反して、航空機を灯火で表示しなかつたとき。
- 十 第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項の規定に違反して、航空機に所定の航空従事者を乗り組ませなかつたとき。
- 十一 第六十八条の規定に違反して、航空従事者を航空業務に従事させたとき。
- 十二 第七十六条第一項ただし書の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(所定の航空従事者を乗り組ませない等の罪)

第四百四十五条 航空機の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条の二第一項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第五十八条第一項の規定に違反して、航空日誌を備えなかつたとき。
- 三 第五十八条第二項の規定により航空日誌に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- 四 第五十九条の規定に違反して、所定の書類を備え付けず、航空機を航空の用に供したとき。
- 五 第六十条の規定に違反して、航空機の航行の安全を確保するために必要な装置を装備しないで、航空機を航空の用に供したとき。
- 六 第六十一条第一項の規定に違反して、航空機の運航の状況を記録するための装置を装備しないで、又はこれを作動させず、航空機を航空の用に供したとき。
- 六の二 第六十一条第二項の規定に違反して、航空機の運航の状況を記録するための装置による記録を保存しなかつたとき。
- 七 第六十二条の規定に違反して、救急用具を装備しないで、航空機を航空の用に供したとき。
- 八 第六十三条の規定に違反して、所定の燃料を携行させず、航空機を出発させたとき。
- 九 第六十四条の規定に違反して、航空機を灯火で表示しなかつたとき。
- 十 第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項の規定に違反して、航空機に所定の航空従事者を乗り組ませなかつたとき。
- 十一 第六十八条の規定に違反して、航空従事者を航空業務に従事させたとき。
- 十二 第七十六条第一項ただし書の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十二の二 第八十三条の二の規定に違反して、同条の特別な方式による航行を行ったとき。

十三 第八十六条第一項の規定に違反して、同項の物件を航空機で輸送したとき。

十四 第八十七条第二項の規定による飛行の方法の限定に違反して、航空機を飛行させたとき。

十五 第八十八条の規定に違反して、航空機に物件のえい航をさせたとき。

十六 第二百二十七条の規定に違反して、航空機を本邦内の各地間において航空の用に供したとき。

十七 第二百二十八条の規定に違反して、同条の軍需品を輸送したとき。

(認定事業場の業務に関する罪)

第四百四十五条の二 第二十条第一項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第二項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた業務規程によらないで、同条第一項の認定に係る業務を行ったとき。

二 第二十条第六項の規定による命令に違反したとき。

(設計の変更命令に違反する等の罪)

第四百四十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の五第一項の規定による命令に違反した者

二 第二十九条第六項(第二十九条の二第二項、第三十三条第三項、

第三十四条第三項及び第七十八条第四項において準用する場合を含む。)、第七十一条の三第四項又は第七十二条第十一項の規定による命令に違反した者

十二の二 第八十三条の二の規定に違反して、同条の特別な方式による航行を行ったとき。

十三 第八十六条第一項の規定に違反して、同項の物件を航空機で輸送したとき。

十四 第八十七条第二項の規定による飛行の方法の限定に違反して、航空機を飛行させたとき。

十五 第八十八条の規定に違反して、航空機に物件のえい航をさせたとき。

十六 第二百二十七条の規定に違反して、航空機を本邦内の各地間において航空の用に供したとき。

十七 第二百二十八条の規定に違反して、同条の軍需品を輸送したとき。

(認定事業場の業務に関する罪)

第四百四十五条の二 第二十条第一項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第二項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた業務規程によらないで、同条第一項の認定に係る業務を行ったとき。

二 第二十条第五項の規定による命令に違反したとき。

(設計の変更命令に違反する等の罪)

第四百四十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の三第一項の規定による命令に違反した者

二 第二十九条第六項(第二十九条の二第二項、第三十三条第三項、

第三十四条第三項及び第七十八条第四項において準用する場合を含む。)、第七十一条の三第四項又は第七十二条第十一項の規定による命令に違反した者

(アルコール又は薬物の影響を受けて航空業務を行う罪)

第四百八条の三 第七十条の規定に違反して、その航空業務に従事した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(所定の資格を有しないで航空業務を行う等の罪)

第四百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条第一項又は第二項の規定に違反して、別表の業務範囲の欄に掲げる行為を行った者

二 偽りその他不正の手段により航空身体検査証明書の交付を受けた者

(削る)

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の三第二項の規定に違反して、航空機を提示しなかつた者

一 の二 第八条の三第三項の規定に違反して、登録記号の表示を毀損した者

一 の三 第三十三条第一項の規定に違反して、同項の国土交通省令で定める航行を行った者

一 の四 第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して、計器飛行等又は操縦の教育をした者

一 の五 第三十五条第二項(第三十五条の二第二項及び第七十一条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、操縦の練習又は計器飛行等の練習の監督を行った者

二 第四十九条第一項(第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。)又は第五十六条の三第一項の規定に違反して、建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置した者

二 の二 第五十一条第六項(第五十一条の二第三項において準用する

(新設)

(所定の資格を有しないで航空業務を行う等の罪)

第四百九条 次の各号の<sup>一</sup>に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条第一項又は第二項の規定に違反して、別表の業務範囲の欄に掲げる行為を行った者

二 偽りその他不正の手段により航空身体検査証明書の交付を受けた者

三 第七十条の規定に違反して、その航空業務に従事した者

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の三第二項の規定に違反して、航空機を提示しなかつた者

一 の二 第八条の三第三項の規定に違反して、登録記号の表示を毀損した者

一 の三 第三十三条第一項の規定に違反して、同項の国土交通省令で定める航行を行った者

一 の四 第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して、計器飛行等又は操縦の教育をした者

一 の五 第三十五条第二項(第三十五条の二第二項及び第七十一条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、操縦の練習又は計器飛行等の練習の監督を行った者

二 第四十九条第一項(第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。)又は第五十六条の三第一項の規定に違反して、建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置した者

二 の二 第五十一条第六項(第五十一条の二第三項において準用する

場合を含む。)の規定による命令に違反した者

三 第五十三条第一項の規定に違反して、滑走路、誘導路その他同項の国土交通省令で定める空港等の設備又は航空保安施設を損傷し、その他これらの機能を損なうおそれのある行為をした者

三の二 第五十三条第二項の規定に違反して、空港等内で、航空機に向かつて物を投げ、その他同項の国土交通省令で定める行為をした者

三の三 第五十三条第三項の規定に違反して、着陸帯、誘導路、エプロン又は格納庫に立ち上った者

四 第六十七条第一項(第三十五条第五項において準用する場合を含む。)(又は第二項の規定に違反して、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を携帯しないで、その航空業務を行った者

五 第六十九条の規定に違反して、航空機の運航に従事し、又は計器飛行、夜間の飛行若しくは操縦の教育を行った者

五の二 第七十一条の三第一項の規定に違反して、航空機の操縦、操縦の練習の監督又は計器飛行等の練習の監督を行った者

五の三 第七十二条第一項の規定に違反して、機長として航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んだ者

五の四 第七十三条の四第五項の規定による命令に違反した者

六 第八十六条第二項の規定に違反して、航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだ者

七 第八十九条の規定に違反して、航空機から物件を投下した者

八 第九十条の規定に違反して、航空機から落下傘で降下した者

九 第九十六条第二項の規定に違反して、同項の指示に従わなかった者

十 第三百三十四条の三第一項の規定に違反して、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをした者

場合を含む。)の規定による命令に違反した者

三 第五十三条第一項の規定に違反して、滑走路、誘導路その他同項の国土交通省令で定める空港等の設備又は航空保安施設を損傷し、その他これらの機能を損なうおそれのある行為をした者

三の二 第五十三条第二項の規定に違反して、空港等内で、航空機に向かつて物を投げ、その他同項の国土交通省令で定める行為をした者

三の三 第五十三条第三項の規定に違反して、着陸帯、誘導路、エプロン又は格納庫に立ち上った者

四 第六十七条第一項(第三十五条第五項において準用する場合を含む。)(又は第二項の規定に違反して、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を携帯しないで、その航空業務を行った者

五 第六十九条の規定に違反して、航空機の運航に従事し、又は計器飛行、夜間の飛行若しくは操縦の教育を行った者

五の二 第七十一条の三第一項の規定に違反して、航空機の操縦、操縦の練習の監督又は計器飛行等の練習の監督を行った者

五の三 第七十二条第一項の規定に違反して、機長として航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んだ者

五の四 第七十三条の四第五項の規定による命令に違反した者

六 第八十六条第二項の規定に違反して、航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだ者

七 第八十九条の規定に違反して、航空機から物件を投下した者

八 第九十条の規定に違反して、航空機から落下傘で降下した者

九 第九十六条第二項の規定に違反して、同項の指示に従わなかった者

十 第九十九条の二第一項の規定に違反して、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをした者

第百五十七条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一 第百三条の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした安全管理規程（同条第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。）によらないで、事業を行ったとき。

二 第百三条の二第三項若しくは第七項、第百八条第二項若しくは第百十二条（これらの規定を第百二十四条において準用する場合を含む。）又は第百十一条の二の規定による命令に違反したとき（前条第一項第二号に該当する場合を除く。）。

三 第百三条の二第四項の規定に違反して、安全統括管理者を選任しなかつたとき。

四 第百三条の二第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第百四条第一項の規定による認可を受けず、又は認可を受けた運航規程若しくは整備規程によらないで、航空機を運航し、又は整備したとき。

五の二 第百四条第三項の規定による届出をしないで、又は届出をした運航規程若しくは整備規程によらないで、航空機を運航し、又は整備したとき。

六 第百五条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受したとき。

七 第百五条第二項の規定による命令に違反して、運賃又は料金を收受したとき。

八 第百五条第三項の規定による認可を受けず、又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受したとき。

九 第百六条第一項の規定による認可を受けず、又は認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結したとき。

十 第百七条の二第一項の規定による届出をしないで、国内定期航空運送事業を経営したとき。

十一 第百七条の二第二項又は第三項の規定による届出をしないで、

第百五十七条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一 第百三条の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした安全管理規程（同条第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。）によらないで、事業を行ったとき。

二 第百三条の二第三項若しくは第七項、第百八条第二項若しくは第百十二条（これらの規定を第百二十四条において準用する場合を含む。）又は第百十一条の二の規定による命令に違反したとき（前条第一項第二号に該当する場合を除く。）。

三 第百三条の二第四項の規定に違反して、安全統括管理者を選任しなかつたとき。

四 第百三条の二第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第百四条第一項の規定による認可を受けず、又は認可を受けた運航規程若しくは整備規程によらないで、航空機を運航し、又は整備したとき。

（新設）

六 第百五条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受したとき。

七 第百五条第二項の規定による命令に違反して、運賃又は料金を收受したとき。

八 第百五条第三項の規定による認可を受けず、又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受したとき。

九 第百六条第一項の規定による認可を受けず、又は認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結したとき。

十 第百七条の二第一項の規定による届出をしないで、国内定期航空運送事業を経営したとき。

十一 第百七条の二第二項又は第三項の規定による届出をしないで、

運航計画を変更したとき。

十二 第七十七条の二第四項又は第七十七条の三第八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、国内定期航空運送事業を廃止したとき。

十三 第七十七条の三第一項の規定による許可を受けないで、混雑空港を使用して運航を行ったとき。

十四 第七十七条の三第六項の規定による許可を受けないで、運航計画を変更したとき。

十五 第九十九条第一項（第二百二十四条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで、事業計画を変更したとき。

十六 第九十九条第三項（第二百二十四条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、事業計画を変更したとき。

十七 第一百一十一条第一項の規定による認可を受けないで、協定を締結し、又はその内容を変更したとき。

2 (略)

(無人航空機の飛行等に関する罪)

第七十五条の四 第三十二条の二第一号の規定に違反して、道路、公園、広場その他の公共の場所の上空において無人航空機を飛行させた者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(削る)

第七十五条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条の規定に違反して、無人航空機を飛行させた者

二 第三十二条の二第二号、第三号又は第五号から第八号までの規定に違反して、無人航空機を飛行させた者

三 第三十二条の二第四号の規定に違反して、道路、公園、広場その他の公共の場所の上空において無人航空機を飛行させた者

四 第三十二条の二第九号の規定に違反して、無人航空機により同

運航計画を変更したとき。

十二 第七十七条の二第四項又は第七十七条の三第八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、国内定期航空運送事業を廃止したとき。

十三 第七十七条の三第一項の規定による許可を受けないで、混雑空港を使用して運航を行ったとき。

十四 第七十七条の三第六項の規定による許可を受けないで、運航計画を変更したとき。

十五 第九十九条第一項（第二百二十四条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで、事業計画を変更したとき。

十六 第九十九条第三項（第二百二十四条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、事業計画を変更したとき。

十七 第一百一十一条第一項の規定による認可を受けないで、協定を締結し、又はその内容を変更したとき。

2 (略)

(新設)

(無人航空機の飛行等に関する罪)

第七十五条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条の規定に違反して、無人航空機を飛行させた者

二 第三十二条の二第一号から第四号までの規定に違反して、無人航空機を飛行させた者

(新設)

三 第三十二条の二第五号の規定に違反して、無人航空機により同

号の物件を輸送した者

五 第三百三十二条の二第十号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下した者

第三百五十七條の六、第三百三十四條の三第三項の規定に違反して、無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第二百五十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二百五十六條第一項（第二号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

二 第四百三十三條、第四百四十四條から第四百四十八條の二まで、第五百十條、第五百五十五條、第五百五十六條（第一項第二号に係る部分を除く。） 第五百五十七條から第五百五十七條の三まで及び第五百五十七條の五から前条まで 各本条の罰金刑

(過料)

第六十條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十三條第五項（第十三條の二第五項及び第十七條の二第五項において準用する場合を含む。）の規定、第二十條第四項若しくは第一百四條第四項の規定、第九條第四項若しくは第一百八條（これらの規定を第二百二十四條において準用する場合を含む。）の規定又は第二百二十九條の三第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

号の物件を輸送した者

四 第三百三十二条の二第六号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下した者

(新設)

(両罰規定)

第二百五十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二百五十六條第一項（第二号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

二 第四百三十三條、第四百四十四條から第四百四十八條の二まで、第五百十條、第五百五十五條、第五百五十六條（第一項第二号に係る部分を除く。） 及び第五百五十七條から前条まで 各本条の罰金刑

(過料)

第六十條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十三條第五項（第十三條の二第五項において準用する場合を含む。）の規定、第九條第四項若しくは第一百八條（これらの規定を第二百二十四條において準用する場合を含む。）の規定又は第二百二十九條の三第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条の四又は第百十一条の四（第百二十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第七十条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者（削る）

四 第百十一条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

第百六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第七条、第七条の二又は第八条第一項の規定による申請をしなかつた者

二 第五十五条第四項又は第百三十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第百三十四条の三第二項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者

（新設）

二 第七十条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

三 第百十一条の四（第百二十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第百十一条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

第百六十一条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第七条、第七条の二又は第八条第一項の規定による申請をしなかつた者

二 第五十五条第四項又は第百三十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第九十九条の二第二項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者

改正案	現行
<p>（耐空証明）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項の耐空証明は、日本の国籍を有する航空機でなければ、受けることができない。ただし、政令で定める航空機については、この限りでない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、次に掲げる航空機については、設計又は製造過程について検査の一部を行わないことができる。</p> <p>一 第十二条第一項の型式証明を受けた型式の航空機（初めて耐空証明を受けようとするものに限る。）</p> <p>二 政令で定める輸入した航空機（初めて耐空証明を受けようとするものに限る。）</p> <p>三 耐空証明を受けたことのある航空機</p> <p>四 第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした航空機</p> <p>五 第二十条第一項第五号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした装備品等（航空機の装備品及び部品をいう。以下同じ。）を装備した航空機（当該装備品等に係る部分に限る。）</p> <p>6・7（略）</p> <p>第十三条の三 型式証明又は前条第一項の承認を受けた者は、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機で</p>	<p>（耐空証明）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項の耐空証明は、日本の国籍を有する航空機でなければ、受けることができない。但し、政令で定める航空機については、この限りでない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、次に掲げる航空機については、設計又は製造過程について検査の一部を行わないことができる。</p> <p>一 第十二条第一項の型式証明を受けた型式の航空機（初めて耐空証明を受けようとするものに限る。）</p> <p>二 政令で定める輸入した航空機（初めて耐空証明を受けようとするものに限る。）</p> <p>三 耐空証明を受けたことのある航空機</p> <p>四 第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした航空機</p> <p>五 第二十条第一項第五号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした装備品を装備した航空機（当該装備品に係る部分に限る。）</p> <p>6・7（略）</p> <p>第十三条の三 型式証明又は前条第一項の承認を受けた者は、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機で</p>

あつて耐空証明のあるものの使用者が第十六条第一項の規定による整備及び改造をするに当たつて必要となる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを当該航空機の使用者に提供しよう努めなければならぬ。

(使用者の整備及び改造の義務)

第十六条 (略)

2 耐空証明のある航空機の使用者は、次の各号のいずれかに該当する装備品等以外の装備品等を当該航空機に装備してはならない。

一 第二十条第一項第六号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品等

二 第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した当該認定に係る航空機の装備品等

三 第二十条第一項第七号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る修理又は改造をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品等

四 その他国土交通省令で定める装備品等

(修理改造検査)

第十七条 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について国土交通省令で定める範囲の修理又は改造をする場合には、その計画(次条第一項の承認を受けた設計(同条第三項の承認があつたときは、その変更後のもの。同条において同じ。))又は国土交通省令で定める輸入した航空機の修理若しくは改造のための設計に係るものを除く。)及び実施について国土交通大臣の検査を受け、これに合格しなければ、これを航空の用に供してはならない。

あつて耐空証明のあるものの使用者が第十六条の規定による整備及び改造をするに当たつて必要となる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを当該航空機の使用者に提供しよう努めなければならぬ。

(使用者の整備及び改造の義務)

第十六条 (略)

(新設)

(修理改造検査)

第十七条 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について国土交通省令で定める範囲の修理又は改造(第十八条の予備品証明を受けた予備品を用いてする国土交通省令で定める範囲の修理を除く。)をする場合には、その計画(次条第一項の承認を受けた設計(同条第三項の承認があつたときは、その変更後のもの。同条において同じ。))又は国土交通省令で定める輸入した航空機の修理若しくは改造のための設計に係るものを除く。)及び実施について国土交通大臣の検査を

254 (略)

第十八条 (略)

(削る)

受け、これに合格しなければ、これを航空の用に供してはならない。

254 (略)

第十七条の二 (略)

(予備品証明)

第十八条 耐空証明のある航空機の使用者は、発動機、プロペラその他国土交通省令で定める航空機の安全性の確保のため重要な装備品について、国土交通大臣の予備品証明を受けることができる。

2| 国土交通大臣は、前項の予備品証明の申請があつた場合において、当該装備品が第十条第四項第一号の基準に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認めるときは、予備品証明をしなければならない。

3| 第一項の装備品であつて次の各号のいずれかに該当するものは、第十七条第一項の規定の適用については、第一項の予備品証明を受けたものとみなす。

一| 第二十条第一項第六号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品

二| 第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した当該認定に係る航空機の装備品

三| 第二十条第一項第七号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る修理又は改造をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品

四| 国土交通省令で定める輸入した装備品

4| 予備品証明(前項の規定により受けたものとみなされた予備品証明を含む。)は、当該予備品について国土交通省令で定める範囲の修理

(事業場の認定)

第二十条 国土交通大臣は、申請により、次に掲げる一又は二以上の業務の能力が国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、事業場ごとに認定を行う。

- 一 航空機の設計及び設計後の検査の能力
  - 二 航空機の製造及び完成後の検査の能力
  - 三 航空機の整備及び整備後の検査の能力
  - 四 航空機の整備又は改造の能力
  - 五 装備品等の設計及び設計後の検査の能力
  - 六 装備品等の製造及び完成後の検査の能力
  - 七 装備品等の修理又は改造の能力
- 2 〽 6 (略)

(国土交通省令への委任)

第二十一条 耐空証明書及び型式証明書の様式、交付、再交付、返納及び提示に関する事項、耐空検査員に関する事項その他耐空証明、型式証明、第十七条第一項の検査並びに第十八条第一項及び第三項の承認の実施細目は、国土交通省令で定める。

(報告徴収及び立入検査)

第三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品等の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

若しくは改造をした場合又は当該予備品が航空機に装備されるに至つた場合は、その効力を失う。

(事業場の認定)

第二十条 国土交通大臣は、申請により、次に掲げる一又は二以上の業務の能力が国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、事業場ごとに認定を行う。

- 一 航空機の設計及び設計後の検査の能力
  - 二 航空機の製造及び完成後の検査の能力
  - 三 航空機の整備及び整備後の検査の能力
  - 四 航空機の整備又は改造の能力
  - 五 装備品の設計及び設計後の検査の能力
  - 六 装備品の製造及び完成後の検査の能力
  - 七 装備品の修理又は改造の能力
- 2 〽 6 (略)

(国土交通省令への委任)

第二十一条 耐空証明書及び型式証明書の様式、交付、再交付、返納及び提示に関する事項、耐空検査員に関する事項その他耐空証明、型式証明、第十七条第一項の検査、第十七条の二第一項及び第三項の承認並びに予備品証明の実施細目は、国土交通省令で定める。

(報告徴収及び立入検査)

第三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

- 一 航空機又は装備品等の設計、製造、整備、改造又は検査をする者
- 二 国土交通大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者
- 三 指定航空身体検査医
- 四 空港等又は航空保安施設の設置者
- 五 航空従事者
- 六 操縦技能審査員
- 七 航空運送事業又は航空機使用事業を営業者
- 八 前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
- 九 無人航空機の飛行を行う者又は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者
- 十 航空運送代理店業を営業者

(手数料の納付)

- 第三百三十五条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。
- 一 航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者
  - 二 第十条第一項の耐空証明を申請する者
  - 三 第十二条第一項の型式証明を申請する者
  - 四 第十三条第一項、第十三条の二第一項若しくは第三項又は第十八条第一項若しくは第三項の承認を申請する者
  - 五 第十七条第一項の修理改造検査を受けようとする者
- (削る)
- 六 第二十条第一項の認定を申請する者
  - 七 第二十二条の技能証明を申請する者
  - 八 第二十九条の二第一項の技能証明についての限定の変更を申請す

- 一 航空機又は装備品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者
- 二 国土交通大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者
- 三 指定航空身体検査医
- 四 空港等又は航空保安施設の設置者
- 五 航空従事者
- 六 操縦技能審査員
- 七 航空運送事業又は航空機使用事業を営業者
- 八 前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
- 九 無人航空機の飛行を行う者又は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者
- 十 航空運送代理店業を営業者

(手数料の納付)

- 第三百三十五条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。
- 一 航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者
  - 二 第十条第一項の耐空証明を申請する者
  - 三 第十二条第一項の型式証明を申請する者
  - 三の二 第十三条第一項、第十三条の二第一項若しくは第三項又は第十八条の二第一項若しくは第三項の承認を申請する者
  - 四 第十七条第一項の修理改造検査を受けようとする者
  - 五 第十八条第一項の予備品証明を申請する者
  - 六 第二十条第一項の認定を申請する者
  - 七 第二十二条の技能証明を申請する者
  - 八 第二十九条の二第一項の技能証明についての限定の変更を申請す

る者

九 国土交通大臣が行う第三十一条第一項の航空身体検査証明を申請する者

九の二 第三十三条第一項の航空英語能力証明を申請する者

十 第三十四条第一項の計器飛行証明又は同条第二項の操縦教育証明を申請する者

十一 第三十五条第一項第一号の航空機の操縦の練習の許可を受けようとする者

十二 航空機登録証明書、耐空証明書、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者

十三 第三十八条第一項の空港等又は航空保安施設の設置の許可を申請する者

十四 空港等について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者

十五 航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者

十六 空港等について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者

十七 航空保安施設について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者

十八 空港等について第四十四条第四項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の検査を受けようとする者

十九 航空保安施設について第四十五条第二項において準用する第四十四条第四項の検査を受けようとする者

二十 空港等について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十一 航空保安施設について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十二 第七十八条第二項の運航管理者技能検定を受けようとする者

(過料)

第百六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料

る者

九 国土交通大臣が行う第三十一条第一項の航空身体検査証明を申請する者

九の二 第三十三条第一項の航空英語能力証明を申請する者

十 第三十四条第一項の計器飛行証明又は同条第二項の操縦教育証明を申請する者

十一 第三十五条第一項第一号の航空機の操縦の練習の許可を受けようとする者

十二 航空機登録証明書、耐空証明書、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者

十三 第三十八条第一項の空港等又は航空保安施設の設置の許可を申請する者

十四 空港等について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者

十五 航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者

十六 空港等について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者

十七 航空保安施設について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者

十八 空港等について第四十四条第四項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の検査を受けようとする者

十九 航空保安施設について第四十五条第二項において準用する第四十四条第四項の検査を受けようとする者

二十 空港等について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十一 航空保安施設について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十二 第七十八条第二項の運航管理者技能検定を受けようとする者

(過料)

第百六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料

に処する。

一 第十三条第五項（第十三条の二第五項及び第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定、第二十条第四項若しくは第四百四条第四項の規定、第百九条第四項若しくは第百十八条（これらの規定を第百二十四条において準用する場合を含む。）の規定又は第百二十九条の三第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条の四又は第百十一条の四（第百二十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第百七条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

四 第百十一条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

に処する。

一 第十三条第五項（第十三条の二第五項及び第十七条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定、第二十条第四項若しくは第四百四条第四項の規定、第百九条第四項若しくは第百十八条（これらの規定を第百二十四条において準用する場合を含む。）の規定又は第百二十九条の三第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条の四又は第百十一条の四（第百二十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第百七条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

四 第百十一条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

改正案	現行
<p>(定義)                      第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「航空事故等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 航空事故</p> <p>二 航空事故の兆候（航空事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいう。）</p> <p>3 〳 7 (略)</p> <p>(事故等調査)                      第十八条 (略)</p> <p>2 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 航空機の使用者、航空機設計者等（航空機又は航空機の装備品若しくは部品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者をいう。第四号において同じ。）                      航空機に乗り組んでいた者、航空事故に際し人命又は航空機の救助に当たつた者その他の航空事故等の関係者（以下「航空事故等関係者」という。）から報告を徴すること。</p> <p>二 鉄道事業者、軌道経営者、列車又は車両に乗務していた者、鉄道事故に際し人命の救助に当たつた者その他の鉄道事故等の関係者（以下「鉄道事故等関係者」という。）から報告を徴すること。</p> <p>三 船舶の使用者、船舶に乗り組んでいた者、船舶事故に際し人命又は船舶の救助に当たつた者その他の船舶事故等の関係者（以下「船舶事故等関係者」という。）から報告を徴すること。</p> <p>四 事故等の現場、航空機の使用者、航空機設計者等、鉄道事業者、</p>	<p>(定義)                      第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「航空事故等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 航空事故</p> <p>二 航空事故の兆候（機長が航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めた事態その他航空法第七十六条の二の国土交通省令で定める事態をいう。）</p> <p>3 〳 7 (略)</p> <p>(事故等調査)                      第十八条 (略)</p> <p>2 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 航空機の使用者、航空機に乗り組んでいた者、航空事故に際し人命又は航空機の救助に当たつた者その他の航空事故等の関係者（以下「航空事故等関係者」という。）から報告を徴すること。</p> <p>二 鉄道事業者、軌道経営者、列車又は車両に乗務していた者、鉄道事故に際し人命の救助に当たつた者その他の鉄道事故等の関係者（以下「鉄道事故等関係者」という。）から報告を徴すること。</p> <p>三 船舶の使用者、船舶に乗り組んでいた者、船舶事故に際し人命又は船舶の救助に当たつた者その他の船舶事故等の関係者（以下「船舶事故等関係者」という。）から報告を徴すること。</p> <p>四 事故等の現場、航空機の使用者、鉄道事業者、軌道経営者又は船</p>

軌道経営者又は船舶の使用者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入つて、航空機、鉄道施設、船舶、帳簿、書類その他の事故等に関する物件（以下「関係物件」という。）を検査し、又は航空事故等関係者、鉄道事故等関係者若しくは船舶事故等関係者（以下「関係者」という。）に質問すること。

五 関係者に出頭を求めて質問すること。

六 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。

七 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の保全を命じ、又はその移動を禁止すること。

八 事故等の現場に、公務により立ち入る者及び委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

3 5 (略)

(事故等の発生の通報)

第二十条 国土交通大臣は、航空法第十三条の四、第七十六条第一項若しくは第二項若しくは第七十六条の二若しくは鉄道事業法第十九条若しくは第十九条の二の規定により航空事故等若しくは鉄道事故等について報告があつたとき、又は航空事故等若しくは鉄道事故等が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

(報告書等)

第二十五条 委員会は、事故等調査（第三項に規定する特定調査を除く。）を終えたときは、当該事故等に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを国土交通大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

一 事故等調査の経過

二 認定した事実

三 事実を認定した理由

船舶の使用者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入つて、航空機、鉄道施設、船舶、帳簿、書類その他の事故等に関する物件（以下「関係物件」という。）を検査し、又は航空事故等関係者、鉄道事故等関係者若しくは船舶事故等関係者（以下「関係者」という。）に質問すること。

五 関係者に出頭を求めて質問すること。

六 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。

七 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の保全を命じ、又はその移動を禁止すること。

八 事故等の現場に、公務により立ち入る者及び委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

3 5 (略)

(事故等の発生の通報)

第二十条 国土交通大臣は、航空法第七十六条第一項若しくは第二項若しくは第七十六条の二若しくは鉄道事業法第十九条若しくは第十九条の二の規定により航空事故等若しくは鉄道事故等について報告があつたとき、又は航空事故等若しくは鉄道事故等が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

(報告書等)

第二十五条 委員会は、事故等調査を終えたときは、当該事故等に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを国土交通大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

一 事故等調査の経過

二 認定した事実

三 事実を認定した理由

四 原因

2 (略)

3| 委員会は、航空事故等に関する調査のうち、国際民間航空条約の締約国たる外国の当局であつて同条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して航空事故等に関する調査を行う権限を有するものからの要請に基づき、当該当局が行う航空事故等に関する調査の一部として行うもの（以下「特定調査」という。）を行う場合には、当該当局の求めに応じ、その経過について、当該当局に報告するものとする。この場合において、委員会は、当該当局が当該航空事故等に関する調査を終えるときに当該特定調査を終えるものとし、当該特定調査を終えたときは、その結果を国土交通大臣に報告するとともに、公表するものとする。

4| 委員会は、事故等調査を終える前においても、事故等が発生した日から一年以内に事故等調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることその他の事由により必要があると認めるときは、事故等調査の経過について、国土交通大臣に報告するとともに、公表するものとする。

(国土交通大臣への勧告)

第二十六条 委員会は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、当該各号に定める事項に基づき、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣に勧告することができる。

一 事故等調査を終えた場合 当該事故等調査の結果

二 前条第四項の規定により事故等調査の経過について報告及び公表をする場合 当該事故等調査の経過

2 (略)

3| 第二十四条第一項及び第二項の規定は、第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勧告をする場合について準用する。

四 原因

2 (略)

(新設)

3| 委員会は、事故等調査を終える前においても、事故等が発生した日から一年以内に事故等調査を終えることが困難であると見込まれる等の事由により必要があると認めるときは、事故等調査の経過について、国土交通大臣に報告するとともに、公表するものとする。

(国土交通大臣への勧告)

第二十六条 委員会は、事故等調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣に勧告することができる。

(新設)

(新設)

2 (略)

(新設)

(原因関係者への勧告)

第二十七条 委員会は、前条第一項各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、当該各号に定める事項に基づき、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき措置について原因関係者に勧告することができる。

2・3 (略)

4 第二十四条第一項及び第二項の規定は、第一項(前条第一項第二号に係る部分に限る。)の規定による勧告をする場合について準用する。

(原因関係者への勧告)

第二十七条 委員会は、事故等調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき措置について原因関係者に勧告することができる。

2・3 (略)

(新設)

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 合衆国軍協定第五条第一項に規定する合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に、公の目的で運航される航空機及び国連軍協定第四条第一項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される航空機並びにこれらの航空機に乗り組んでその運航に従事する者については、航空法第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十条第二項、第二百二十六条第二項、第二百二十七条、第二百二十八条、第三百十一条、第三百十二条、第三百三十二条の二並びに第三百三十四条の三（当該者について同条の規定を適用するとしなければ当該者の行う同条に規定する行為に適用されることとなる場合に限る。）の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 合衆国軍協定第五条第一項に規定する合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に、公の目的で運航される航空機及び国連軍協定第四条第一項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される航空機並びにこれらの航空機に乗り組んでその運航に従事する者については、航空法第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十条第二項、第二百二十六条第二項、第二百二十七条、第二百二十八条、第三百十一条、第三百十二条並びに第三百三十二条の二の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>

○航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（使用の制限）  第十三条 許可事業者又は届出事業者は、製造証明のない航空機用機器（輸入されたものを除く。）を航空機の製造又は修理（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第十八条第一項の予備品証明を受けた装備品を用いてするものを除く。）に用いてはならない。ただし、試験的に用いる場合その他経済産業省令で定める場合は、この限りでない。</p>	<p>（使用の制限）  第十三条 許可事業者又は届出事業者は、製造証明のない航空機用機器（輸入されたものを除く。）を航空機の製造又は修理（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第十七条第一項の予備品証明を受けた装備品を用いてするものを除く。）に用いてはならない。但し、試験的に用いる場合その他経済産業省令で定める場合は、この限りでない。</p>

○航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（使用の制限）  第十三条 許可事業者又は届出事業者は、製造証明のない航空機用機器（輸入されたものを除く。）を航空機の製造又は修理（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第十六条第二項各号のいずれかに該当する装備品等</u>を用いてするものを除く。）に用いてはならない。ただし、試験的に用いる場合その他経済産業省令で定める場合は、この限りでない。</p>	<p>（使用の制限）  第十三条 許可事業者又は届出事業者は、製造証明のない航空機用機器（輸入されたものを除く。）を航空機の製造又は修理（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第十八条第一項の予備品証明を受けた装備品</u>を用いてするものを除く。）に用いてはならない。ただし、試験的に用いる場合その他経済産業省令で定める場合は、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>（航空法等の適用除外）</p> <p>第七十七条 航空法中第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第三十八条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十五条、第六十六条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第三百三十二条、第三百三十二条の二第五号から第十号まで並びに第三百三十四条第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 航空法第六十条から第六十四条まで、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第二項、第八十二条の二、第八十四条第二項、第八十八条、第九十一条、第九十二条（第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三百三十四条の三第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた場合において、同法第七十九条から第八十一条までの規定は、第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた場合又は第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた場合において、同法第三百三十四条の三第一項の規定は、第八十二条の三第一項又は第三項の規定により措置を命ぜられた場合において、それぞれ政令で定めるところにより、自衛隊の航空機及び航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊の行う同法第三百三十四条の三第一項に規定する行為については適用しない。</p> <p>5 防衛大臣は、第一項及び前項の規定にかかわらず、自衛隊が使用する航空機の安全性及び運航に関する基準、その航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに自衛隊が設置する飛行場及</p>	<p>（航空法等の適用除外）</p> <p>第七十七条 航空法中第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第三十八条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十五条、第六十六条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第三百三十二条、第三百三十二条の二並びに第三百三十四条第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 航空法第六十条から第六十四条まで、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第二項、第八十二条の二、第八十四条第二項、第八十八条、第九十一条、第九十二条（第一項第三号に係る部分に限る。）及び第九十九条の二第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた場合において、同法第七十九条から第八十一条までの規定は、第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた場合又は第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた場合において、同法第九十九条の二第一項の規定は、第八十二条の三第一項又は第三項の規定により措置を命ぜられた場合において、それぞれ政令で定めるところにより、自衛隊の航空機及び航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊の行う同法第九十九条の二第一項に規定する行為については適用しない。</p> <p>5 防衛大臣は、第一項及び前項の規定にかかわらず、自衛隊が使用する航空機の安全性及び運航に関する基準、その航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに自衛隊が設置する飛行場及</p>

6  
5  
8 (略)

び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、その他航空機による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならぬ。

6  
5  
8 (略)

び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、その他航空機に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならぬ。

改正案	現行
<p>(定義等)</p> <p>第二条 この法律において「暴力主義的破壊活動等」とは、成田国際空港若しくは成田国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設若しくは成田国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち政令で定めるものの設置若しくは管理を妨害し、又は成田国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する次の各号に掲げる行為のいずれかをするをいう。</p> <p>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）、第百六条（騒乱）、第百八条（現住建造物等放火）、第百九条第一項（非現住建造物等放火）、第百十条第一項（建造物等以外放火）、第百十七条第一項（激発物破裂）、第百二十五条第一項（往来危険）、第百二十六条第一項（汽車転覆等）、第百三十条（住居侵入等）、第百四十二条から第百四十四条まで（浄水汚染、水道汚染、浄水毒物等混入）、第百四十六条（水道毒物等混入及び同致死）、第百四十七条（水道損壊及び閉塞）、第百九十九条（殺人）、第百八条の二（凶器準備集合及び結集）、第百二十一条（逮捕及び監禁）、第百三十四条（威力業務妨害）、第百三十四條の二（電子計算機損壊等業務妨害）、第百六十条（建造物等損壊及び同致死傷）又は第百六十一条（器物損壊等）に規定する行為</p> <p>二 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条（爆発物使用）に規定する行為</p> <p>三 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条（集团的暴行等）に規定する行為</p> <p>四 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十九条の二第一項</p>	<p>(定義等)</p> <p>第二条 この法律において「暴力主義的破壊活動等」とは、成田国際空港若しくは成田国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設若しくは成田国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち政令で定めるものの設置若しくは管理を妨害し、又は成田国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する次の各号に掲げる行為のいずれかをするをいう。</p> <p>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）、第百六条（騒乱）、第百八条（現住建造物等放火）、第百九条第一項（非現住建造物等放火）、第百十条第一項（建造物等以外放火）、第百十七条第一項（激発物破裂）、第百二十五条第一項（往来危険）、第百二十六条第一項（汽車転覆等）、第百三十条（住居侵入等）、第百四十二条から第百四十四条まで（浄水汚染、水道汚染、浄水毒物等混入）、第百四十六条（水道毒物等混入及び同致死）、第百四十七条（水道損壊及び閉塞）、第百九十九条（殺人）、第百八条の二（凶器準備集合及び結集）、第百二十一条（逮捕及び監禁）、第百三十四条（威力業務妨害）、第百三十四條の二（電子計算機損壊等業務妨害）、第百六十条（建造物等損壊及び同致死傷）又は第百六十一条（器物損壊等）に規定する行為</p> <p>二 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条（爆発物使用）に規定する行為</p> <p>三 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条（集团的暴行等）に規定する行為</p> <p>四 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十九条の二第一項</p>

(危険物の漏出等)に規定する行為

五 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)第六十六条第一項(虚偽の通信)又は第八十条の二第一項(無線通信の妨害)に規定する行為

六 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第五十三条(禁止行為)、同法第五十五条の二第三項において準用する同法第四十九条第一項(物件の制限等)又は同法第三百三十四条の三第一項(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)の規定に違反してする行為

七 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第十三条(有線電気通信の妨害)に規定する行為

八 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一条第一項(航空機の強取等)に規定する行為

九 火災びんの使用等の処罰に関する法律(昭和四十七年法律第十七号)第二条第一項(火災びんの使用)に規定する行為

十 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第一条(航空の危険を生じさせる行為)、第二条第一項(航行中の航空機を墜落させる等の行為)又は第三条第一項(業務中の航空機の破壊等)に規定する行為

十一 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第一条第一項若しくは第二項(人質による強要等)、第二条又は第三条(加重人質強要)に規定する行為

2 (略)

3 この法律において「規制区域」とは、次に掲げる区域をいう。

一 成田国際空港の範囲内の区域及びその範囲の外側三千メートルの線までの区域

二 成田国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設又は成田国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち第一項の政令で定めるものから三千メートルの範囲内で政令で定める区域

(危険物の漏出等)に規定する行為

五 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)第六十六条第一項(虚偽の通信)又は第八十条の二第一項(無線通信の妨害)に規定する行為

六 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第五十三条(禁止行為)、第五十六条において準用する同法第四十九条第一項(物件の制限等)又は第九十九条の二第一項(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)の規定に違反してする行為

七 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第十三条(有線電気通信の妨害)に規定する行為

八 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一条第一項(航空機の強取等)に規定する行為

九 火災びんの使用等の処罰に関する法律(昭和四十七年法律第十七号)第二条第一項(火災びんの使用)に規定する行為

十 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第一条(航空の危険を生じさせる行為)、第二条第一項(航行中の航空機を墜落させる等の行為)又は第三条第一項(業務中の航空機の破壊等)に規定する行為

十一 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第一条第一項若しくは第二項(人質による強要等)、第二条又は第三条(加重人質強要)に規定する行為

2 (略)

3 この法律において「規制区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

一 成田国際空港の範囲内の区域及びその範囲の外側三千メートルの線までの区域

二 成田国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設又は成田国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち第一項の政令で定めるものから三千メートルの範囲内で政令で定める区域

4

(略)

4

(略)

○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）（抄）（附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（航空法の一部改正） 第三百二十条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。 第三百三十四條の三の次に次の一条を加える。 （民法の特例） 第三百三十四條の四 航空運送事業による旅客の運送に係る取引に関して民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八條の二第一項の規定を適用する場合には、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。</p>	<p>（航空法の一部改正） 第三百二十条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。 第三百三十四條の二の次に次の一条を加える。 （民法の特例） 第三百三十四條の三 航空運送事業による旅客の運送に係る取引に関して民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八條の二第一項の規定を適用する場合には、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。</p>

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) (抄)	1
○運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号) (抄)	12
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百三十二号) (抄)	14
○航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七号) (抄)	15
○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号) (抄)	15
○成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法(昭和五十三年法律第四十二号) (抄)	16
○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十九年法律第四十五号) (抄)	17
○民法(明治二十九年法律第八十九号) (抄)	17

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	登録（第三条―第九条）
第三章	航空機の安全性（第十条―第二十一条）
第四章	航空従事者（第二十二条―第三十六条）
第五章	航空路、空港等及び航空保安施設（第三十七条―第五十六条の五）
第六章	航空機の運航（第五十七条―第九十九条の二）
第七章	航空運送事業等（第一百条―第一百五十五条）
第八章	外国航空機（第一百二十六条―第一百三十一条の二）
第九章	無人航空機（第一百三十二条―第一百三十二条の三）
第十章	雑則（第一百三十三条―第一百三十七条の四）
第十一章	罰則（第一百三十八条―第六十二条）
附則	

（定義）

- 第二条 この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器をいう。
- 2 この法律において「航空業務」とは、航空機に乗り組んで行うその運航（航空機に乗り組んで行う無線設備の操作を含む。）及び整備又は改造をした航空機について行う第十九条第二項に規定する確認をいう。
- 3  
3  
17（略）
- 18 この法律において「航空運送事業」とは、他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。
- 19  
19  
21（略）
- 22 この法律において「無人航空機」とは、航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるもの（その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）をいう。

(耐空証明)

第十条 (略)

- 2 前項の耐空証明は、日本の国籍を有する航空機でなければ、受けることができない。但し、政令で定める航空機については、この限りでない。
- 3 (略)
- 4 国土交通大臣は、第一項の申請があつたときは、当該航空機が次に掲げる基準に適合するかどうかを設計、製造過程及び現状について検査し、これらの基準に適合すると認めるときは、耐空証明をしなければならぬ。
  - 一 国土交通省令で定める安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準
  - 二 航空機の種類、装備する発動機の種類、最大離陸重量の範囲その他の事項が国土交通省令で定めるものである航空機にあつては、国土交通省令で定める騒音の基準
  - 三 装備する発動機の種類及び出力の範囲その他の事項が国土交通省令で定めるものである航空機にあつては、国土交通省令で定める発動機の排出物の基準
- 5 前項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、次に掲げる航空機については、設計又は製造過程について検査の一部を行わないことができる。
  - 一 四 (略)
  - 二 五 第二十条第一項第五号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした装備品を装備した航空機（当該装備品に係る部分に限る。）
- 6・7 (略)

(型式証明)

第十二条 国土交通大臣は、申請により、航空機の型式の設計について型式証明を行う。

2・4 (略)

第十三条 (略)

- 2 国土交通大臣は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る設計について第十条第四項の基準に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認めるときは、承認しなければならない。
  - 3・4 (略)
  - 5 前項の規定による確認をした者は、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 第十三条の二 国土交通大臣は、申請により、型式証明を受けた型式の航空機の当該型式証明を受けた者以外の者による設計の一部の変更について、承認を行う。

2 (略)

3 第一項の承認を受けた者は、当該承認を受けた設計の変更をしようとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならない。第十条第四項の基準の変更があつた場合において、当該承認を受けた設計が同項の基準に適合しなくなつたときも同様とする。

4・5 (略)

第十三条の三 国土交通大臣は、型式証明を受けた型式の航空機又は第十三条第一項若しくは前条第一項若しくは第三項の承認を受けた設計に係る航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該型式証明又は承認（次項において「型式証明等」という。）を受けた者に対し、同条第四項の基準に適合させるため、又は同項の基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な設計の変更を命ずることができる。

2 国土交通大臣は、型式証明等を受けた者が前項の規定による命令に違反したときは、当該型式証明等を取り消すことができる。

（耐空証明の有効期間）

第十四条 耐空証明の有効期間は、一年とする。但し、航空運送事業の用に供する航空機については、国土交通大臣が定める期間とする。

（整備改造命令、耐空証明の効力の停止等）

第十四条の二 国土交通大臣は、耐空証明のある航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は前条の期間を経過する前に同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該航空機の使用者に対し、同項の基準に適合させるため、又は同項の基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な整備、改造その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、第十条第四項、第十六条第一項又は第三百三十四条第二項の検査の結果、当該航空機又は当該型式の航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は前条の期間を経過する前に同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき、その他航空機の安全性が確保されないと認めるときは、当該航空機又は当該型式の航空機の耐空証明の効力を停止し、若しくは有効期間を短縮し、又は第十条第三項（第十条の第二項において準用する場合を含む。）の規定により指定した事項を変更することができる。

（耐空証明の失効）

第十五条 次の各号に掲げる航空機の耐空証明は、当該各号に定める場合には、その効力を失う。

一 登録航空機 当該航空機の抹消登録があつた場合

二 第十条第四項第二号に規定する航空機 当該航空機が航空の用に供してはならない航空機として騒音の大きさその他の事情を考慮して国土交通省令で定めるものに該当することとなつた場合

（修理改造検査）

第十六条 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について国土交通省令で定める範囲の修理又は改造（次条の予備品証明を受けた予備品

を用いてする国土交通省令で定める範囲の修理を除く。)をする場合には、その計画及び実施について国土交通大臣の検査を受け、これに合格しなければ、これを航空の用に供してはならない。

- 2 第十条の二第一項の滑空機であつて、耐空証明のあるものの使用者は、当該滑空機について前項の修理又は改造をする場合において、耐空検査員の検査を受け、これに合格したときは、同項の規定にかかわらず、これを航空の用に供することができる。
- 3・4 (略)

(予備品証明)

第十七条 耐空証明のある航空機の使用人は、発動機、プロペラその他国土交通省令で定める航空機の安全性の確保のため重要な装備品について、国土交通大臣の予備品証明を受けることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の予備品証明の申請があつた場合において、当該装備品が第十条第四項第一号の基準に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認めるときは、予備品証明をしなければならない。
- 3 第一項の装備品であつて次の各号のいずれかに該当するものは、前条第一項の規定の適用については、第一項の予備品証明を受けたものとみなす。

- 一 第二十条第一項第六号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品
  - 二 第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した当該認定に係る航空機の装備品
  - 三 第二十条第一項第七号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る修理又は改造をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品
  - 四 国土交通省令で定める輸入した装備品
- 4 予備品証明(前項の規定により受けたものとみなされた予備品証明を含む。)は、当該予備品について国土交通省令で定める範囲の修理若しくは改造をした場合又は当該予備品が航空機に装備されるに至つた場合は、その効力を失う。

(発動機等の整備)

第十八条 耐空証明のある航空機の使用人は、当該航空機に装備する発動機、プロペラその他国土交通省令で定める安全性の確保のため重要な装備品を国土交通省令で定める時間をこえて使用する場合には、国土交通省令で定める方法によりこれを整備しなければならない。

(航空機の整備又は改造)

第十九条 航空運送事業の用に供する国土交通省令で定める航空機であつて、耐空証明のあるものの使用者は、当該航空機について整備(国土交通省令で定める軽微な保守を除く。次項及び次条において同じ。)又は改造をする場合(第十六条第一項の修理又は改造をする場合を除く。)

には、第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る整備又は改造をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認するに適合するに適合しない。

2 前項の航空機以外の航空機であつて、耐空証明のあるもの使用者は、当該航空機について整備又は改造をした場合（第十六条第一項の修理又は改造をした場合を除く。）には、当該航空機が第十条第四項第一号の基準に適合することについて確認をし又は確認を受けなければ、これを航空の用に供してはならない。

3 (略)

第十九条の二 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について次条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る整備又は改造をした場合（前条第一項の規定により次条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る整備又は改造をしななければならない場合を除く。）であつて、国土交通省令で定めるところにより、その認定を受けた者が当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認したときは、第十六条第一項又は前条第二項の規定にかかわらず、これを航空の用に供することができる。

#### (事業場の認定)

第二十条 国土交通大臣は、申請により、次に掲げる一又は二以上の業務の能力が国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、事業場ごとに認定を行う。

- 一 航空機の設計及び設計後の検査の能力
- 二 航空機の製造及び完成後の検査の能力
- 三 航空機の整備及び整備後の検査の能力
- 四 航空機の整備又は改造の能力
- 五 装備品の設計及び設計後の検査の能力
- 六 装備品の製造及び完成後の検査の能力
- 七 装備品の修理又は改造の能力

2 前項の認定を受けた者は、その認定を受けた事業場（以下「認定事業場」という。）ごとに、国土交通省令で定める業務の実施に関する事項について業務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 国土交通大臣は、前項の業務規程が国土交通省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

4 第一項の認定及び第二項の認可に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

5 国土交通大臣は、第一項の認定を受けた者が認定事業場において第二項の規定若しくは前項の国土交通省令の規定に違反したとき、又は認定事業場における能力が第一項の技術上の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該認定事業場における第二項の業務規程の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該認定事業場における業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該認定を取り消すことができる。

(国土交通省令への委任)

第二十一条 耐空証明書及び型式証明書の様式、交付、再交付、返納及び提示に関する事項、耐空検査員に関する事項その他耐空証明、型式証明、第十六条第一項の検査及び予備品証明の実施細目は、国土交通省令で定める。

(国土交通大臣の行う空港等又は航空保安施設の設置又は管理)

第五十五条の二 (略)

2 (略)

3 第三十八条第三項、第三十九条第二項、第四十条、第四十六条、第四十七条第一項、第四十七条の三、第四十九条、第五十条並びに第五十一条第二項、第四項及び第五項の規定は、国土交通大臣が空港等又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合に準用する。ただし、第三十九条第二項については、国土交通大臣が空港等を設置する場合において、当該空港等の敷地が従前、適法に航空機の離陸又は着陸の用に供せられており、かつ、当該空港等の進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件がないときは、準用しない。

(空港法第四条第一項第一号から第五号までに掲げる空港等の特例)

第五十六条 国土交通大臣は、空港法第四条第一項第一号から第五号までに掲げる空港並びに同項第六号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港のうち政令で定める空港について、延長進入表面、円錐すい表面又は外側水平表面を指定することができる。

2 延長進入表面は、進入表面を含む平面のうち、進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方への延長線及び当該底辺に平行な直線でその進入表面の内側底辺からの水平距離が一万五千メートルであるものにより囲まれる部分とする。

3 円錐表面は、水平表面の外縁に接続し、且つ、空港の標点を含む鉛直面との交線が水平面に対し外側上方へ五十分の一以上で国土交通省令で定める勾こう配を有する円錐面であつて、その投影面が当該標点を中心として一万六千五百メートル以下で国土交通省令で定める長さの半径で水平に描いた円周で囲まれるものうち、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な部分とする。

4 外側水平表面は、前項の円錐面の上縁を含む水平面であつて、その投影面が空港の標点を中心として二万四千メートル以下で国土交通省令で定める長さの半径で水平に描いた円周で囲まれるもの(投影面が水平表面又は円錐表面の投影面と一致する部分を除く。)のうち、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な部分とする。

(酒精飲料等)

第七十条 航空機乗組員は、酒精飲料又は麻醉剤その他の薬品の影響により航空機の正常な運航ができないおそれがある間は、その航空業務を行つてはならない。

(報告の義務)

第七十六条 機長は、次に掲げる事故が発生した場合には、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。ただし、機長が報告することができないときは、当該航空機の使用者が報告しなければならない。

- 一 航空機の墜落、衝突又は火災
  - 二 航空機による人の死傷又は物件の損壊
  - 三 航空機内にある者の死亡(国土交通省令で定めるものを除く。)又は行方不明
  - 四 他の航空機との接触
  - 五 その他国土交通省令で定める航空機に関する事故
- 2・3 (略)

第七十六条の二 機長は、航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めるときその他前条第一項各号に掲げる事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認めるときは、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。

(情報の提供)

第九十九条 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、航空機乗組員に対し、航空機の運航のため必要な情報を提供しなければならない。

(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)

第九十九条の二 何人も、航空交通管制圏、航空交通情報圏、高度変更禁止空域又は航空交通管制区内の特別管制空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるロケットの打上げその他の行為(物件の設置及び植栽を除く。)で国土交通省令で定めるものをしてはならない。ただし、国土交通大臣が、当該行為について、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないものであると認め、又は公益上必要やむを得ず、かつ、一時的なものであると認めて許可をした場合は、この限りでない。

2 前項の空域以外の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為(物件の設置及び植栽を除く。)で国土交通省令で定めるものをしてしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

(運航規程及び整備規程の認可)

第百四条 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める航空機の運航及び整備に関する事項について運航規程及び整備規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2 (略)

(事業計画の変更)

第百九条 (略)

2・3 (略)

4 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

(安全上の支障を及ぼす事態の報告)

第百十一条の四 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態が発生したときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。

第百二十四条 第百二条、第百三条、第百八条、第百九条、第百十一条の四、第百十二条(第二号及び第三号に係るものを除く。)、第百十三条、

第百十四条から第百十六条まで(第百十四条第二項、第百十五条第二項又は第百十六条第三項中第百一条第一項第四号の準用に係るものを除く。)、及び第百十八条から第百二十条までの規定は、航空機使用事業に準用する。この場合において、第百八条中「事業計画及び運航計画」とあり、及び第百十二条第一号中「事業計画又は運航計画」とあるのは、「事業計画」と読み替えるものとする。

(飛行の禁止空域)

第百三十二条 何人も、次に掲げる空域においては、無人航空機を飛行させてはならない。ただし、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

- 一 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域
- 二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空

(飛行の方法)

第百三十二条の二 無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならない。ただし、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けたときは、その承認を受けたところに従い、これを飛行させることができる。

- 一 日出から日没までの間において飛行させること。
- 二 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。
- 三 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保つて飛行させること。

四 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。

五 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。

六 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。

(捜索、救助等の特例)

第三百三十二条の三 前二条の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。

(報告徴収及び立入検査)

第三百三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

一 航空機又は装備品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者

二 〇七 (略)

八 前号に掲げる者以外のもので航空機を使用するもの

九 航空運送代理店業を経営する者

2 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機の所在する場所又は航空機に立ち入って、航空機、航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

(安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第三百三十四条の二 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告徴収又は同条第二項の規定による立入検査のうち安全管理規程（第三百三条の二第二項第一号に係る部分に限る。）に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

(手数料の納付)

第三百三十五条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数

料を納めなければならない。

一・二 (略)

三 第十二条第一項の型式証明を申請する者

四 第十六条第一項の修理改造検査を受けようとする者

五 第十七条第一項の予備品証明を申請する者

六 二十二 (略)

(耐空証明を受けない航空機の使用等の罪)

第四百十三條 航空機の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十六条第一項の規定に違反して、同条第一項又は第二項の規定による検査に合格しないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

三・四 (略)

(耐空検査員の罪)

第四百十三條の二 耐空検査員が、次の各号の一に該当するときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十条第四項の基準に適合しない滑空機について、第十六条第二項の検査に合格させたとき。

(所定の航空従事者を乗り組ませない等の罪)

第四百十五條 航空機の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一 第十四條の二第一項の規定による命令に違反したとき。

二 十七 (略)

(認定事業場の業務に関する罪)

第四百十五條の二 第二十条第一項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十条第五項の規定による命令に違反したとき。

(設計の変更命令に違反する等の罪)

第四百十五條の三 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の三第一項の規定による命令に違反した者  
二 (略)

第四百八条の二 航空保安施設の設置者が、次の各号のいずれかに該当するときは、五十万円以下の罰金に処する。  
一・二 (略)

(所定の資格を有しないで航空業務を行う等の罪)  
第四百九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)  
三 第七十条の規定に違反して、その航空業務に従事した者

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第五百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一・九 (略)

十 第九十九条の二第一項の規定に違反して、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをした者

第五百七条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一・四 (略)

五 第四百条第一項の規定による認可を受けず、又は認可を受けた運航規程若しくは整備規程によらないで、航空機を運航し、又は整備したとき。

六・十七 (略)

2 (略)

第五百七条の三 外国人国際航空運送事業者が、次の各号の一に該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

(無人航空機の飛行等に関する罪)

第五百七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第三百三十二条の二第一号から第四号までの規定に違反して、無人航空機を飛行させた者

- 三 第三百三十二条の二第五号の規定に違反して、無人航空機により同号の物件を輸送した者
- 四 第三百三十二条の二第六号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下した者

(両罰規定)

- 第五百九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
- 一 第五百六条第一項(第二号に係る部分に限る。)、一億円以下の罰金刑
  - 二 第四百十三條、第四百四十四條から第四百四十八條の二まで、第五百五十條、第五百五十五條、第五百五十六條(第一項第二号に係る部分を除く。)、及び第五百五十七條から前條まで 各本條の罰金刑

(過料)

- 第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。
- 一 第十三条第五項(第十三条の二第五項において準用する場合を含む。)、の規定、第九十九条第四項若しくは第一百八条(これらの規定を第二百四條において準用する場合を含む。)、の規定又は第二百九條の三第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - 二 第二百七條の規定による揭示をせず、又は虚偽の揭示をした者
  - 三 第一百一十一條の四(第二百二十四條において準用する場合を含む。)、の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
  - 四 (略)

第六十一条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一・二 (略)
- 三 第九十九条の二第二項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者

○運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)(抄)

(定義)

- 第二条 この法律において「航空事故」とは、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七十六条第一項各号に掲げる事故をいう。
- 2 この法律において「航空事故等」とは、次に掲げるものをいう。
    - 一 航空事故
    - 二 航空事故の兆候(機長が航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めた事態その他航空法第七十六条の二の国土交通省令で定める事態をいう。)

3 5 7 (略)

(職務従事の制限)

第十五条 委員会は、委員長、委員又は専門委員が航空事故等、鉄道事故等又は船舶事故等（以下「事故等」という。）の原因（航空事故、鉄道事故又は船舶事故については、これらの事故に伴い発生した被害の原因を含む。第二十五条第一項第四号において同じ。）に関係があるおそれのある者と密接な関係を有すると認めるときは、当該委員長、委員又は専門委員を当該事故等に関する調査（以下「事故等調査」という。）に従事させてはならない。

2 (略)

(事故等調査)

第十八条 (略)

2 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一 航空機の利用者、航空機に乗り組んでいた者、航空事故に際し人命又は航空機の救助に当たった者その他の航空事故等の関係者（以下「航空事故等関係者」という。）から報告を徴すること。

二・三 (略)

四 事故等の現場、航空機の利用者、鉄道事業者、軌道経営者又は船舶の利用者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入って、航空機、鉄道施設、船舶、帳簿、書類その他の事故等に関係のある物件（以下「関係物件」という。）を検査し、又は航空事故等関係者、鉄道事故等関係者若しくは船舶事故等関係者（以下「関係者」という。）に質問すること。

五 八 (略)

3 5 (略)

(事故等の発生の通報)

第二十条 国土交通大臣は、航空法第七十六条第一項若しくは第二項若しくは第七十六条の二若しくは鉄道事業法第十九条若しくは第十九条の二の規定により航空事故等若しくは鉄道事故等について報告があつたとき、又は航空事故等若しくは鉄道事故等が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

(原因関係者等の意見の聴取)

第二十四条 委員会は、事故等調査を終える前に、原因関係者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 委員会は、必要があると認めるときは、事故等調査を終える前に、意見聴取会を開き、関係者又は学識経験のある者から、当該事故等に関して意見を聴くことができる。

3 (略)

(報告書等)

第二十五条 委員会は、事故等調査を終えたときは、当該事故等に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを国土交通大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

一〜四 (略)

2 前項の報告書には、少数意見を付記するものとする。

3 委員会は、事故等調査を終える前においても、事故等が発生した日から一年以内に事故等調査を終えることが困難であると見込まれる等の事由により必要があると認めるときは、事故等調査の経過について、国土交通大臣に報告するとともに、公表するものとする。

(国土交通大臣への勧告)

第二十六条 委員会は、事故等調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣に勧告することができる。

2 (略)

(原因関係者への勧告)

第二十七条 委員会は、事故等調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき措置について原因関係者に勧告することができる。

2・3 (略)

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百三十二号)(抄)

1 (略)

2 合衆国軍協定第五条第一項に規定する合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に、公の目的で運航される航空機及び国連軍協定第四条第一項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される航空機並びにこれらの航空機に乗り組んでその運航に従事する者については、航空法第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第二百二十六条第二項、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百三十一条、第二百三十二条並びに第二百三十二条の二の規定は、適用しない。

3 (略)

○航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）（抄）

（承継）

第二条の七 第二条の二の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）が当該許可に係る事業の全部を譲り渡し、又は許可事業者について相続、合併若しくは分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、許可事業者の地位を承継する。

2 (略)

（事業の届出等）

第三条 (略)

2 (略)

3 第二条の七の規定は、第一項の届出書を提出した者（以下「届出事業者」という。）に準用する。

（使用の制限）

第十三条 許可事業者又は届出事業者は、製造証明のない航空機用機器（輸入されたものを除く。）を航空機の製造又は修理（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第十七条第一項の予備品証明を受けた装備品を用いてするものを除く。）に用いてはならない。但し、試験的に用いる場合その他経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（航空法等の適用除外）

第七十七条 航空法中第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第三十八条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十五条、第六十六条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第三百三十二条、第三百三十二条の二並びに第三百三十四条第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。

2・3 (略)

4 航空法第六十条から第六十四条まで、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第二項、第八十二条の二、第八十四条第二項、第八十八条、第九十一条、第九十二条（第一項第三号に係る部分に限る。）及び第九十九条の二第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた場合において、同法第七十九条から第八十一条までの規定は、第七十八条第一項若しくは第八十一条第

二項の規定により出動を命ぜられた場合又は第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた場合において、同法第九十九条の二第一項の規定は、第八十二条の三第一項又は第三項の規定により措置を命ぜられた場合において、それぞれ政令で定めるところにより、自衛隊の航空機及び航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊の行う同法第九十九条の二第一項に規定する行為については適用しない。

5 防衛大臣は、第一項及び前項の規定にかかわらず、自衛隊が使用する航空機の安全性及び運航に関する基準、その航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、その他航空機に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

6 5 8 (略)

○成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）（抄）

（定義等）

第二条 この法律において「暴力的破壊活動等」とは、成田国際空港若しくは成田国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設若しくは成田国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち政令で定めるものの設置若しくは管理を阻害し、又は成田国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する次の各号に掲げる行為のいずれかを行うことをいう。

一 五 (略)

六 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十三条（禁止行為）、第五十六条において準用する同法第四十九条第一項（物件の制限等）又は第九十九条の二第一項（飛行に影響を及ぼすおそれのある行為）の規定に違反してする行為

七 八 (略)

九 火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第二条第一項（火炎びんの使用）に規定する行為  
十 十一 (略)

2 (略)

3 この法律において「規制区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

一 成田国際空港の範囲内の区域及びその範囲の外側三千メートルの線までの区域

二 成田国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設又は成田国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち第一項の政令で定めるものから三千メートルの範囲内で政令で定める区域

4 (略)

○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）（抄）

（航空法の一部改正）

第三百二十条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三百三十四條の二の次に次の一条を加える。

（民法の特例）

第三百三十四條の三 航空運送事業による旅客の運送に係る取引に関して民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八條の二第一項の規定を適用する場合には、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（定型約款の合意）

第五百四十八條の二 定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であつて、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。）を行うことの合意（次条において「定型取引合意」という。）をした者は、次に掲げる場合には、定型約款（定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。）の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

一 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。

二 定型約款を準備した者（以下「定型約款準備者」という。）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

2 （略）